

第 4 章 瀋陽市中小企業の現状と問題点

第4章 瀋陽市中小企業の現状と問題点

4.1. 中小企業の現状

4.1.1. 中小企業の定義

中国では、現時点では中小企業についての統一的な法的裏づけのある定義はない。瀋陽市では1998年に国と遼寧省が指定した99の大企業と中企業を除いた企業すべてを中小企業と呼んでいる。最近、中小企業振興政策や中小企業融資促進政策が打ち出されたことを受けて、地方政府や銀行がそれぞれ便宜的に定義しているのが実情である。

中国では従来生産能力を基準に工業企業の規模を区分してきたが、1999年に販売収入と資産総額を基準とする規模区分を制定した（表4.1.1参照）。この区分の文字面からいえば、中型企業と小型企業が中小企業となる。銀行などが自行基準による中小企業という場合、中型企業以下をいう場合が多いように思われる。

しかしながら、有名な「大を掴みて小を放つ」政策では、国有企業のうち小型企業が「放つ」対象になっており、その意味するところでは小型企業が中小企業ということができる。

表 4.1.1 企業規模の分類基準

	年間販売収入および資産総額
特大企業	それぞれ 50 億元以上
大型企業	それぞれ 5 億元以上
中型企業	それぞれ 5,000 万元以上
小型企業	それぞれ 5,000 万元未満

出所：「経済参考報」1999年4月19日より日中経済協会作成

参考までに日本の中小企業の定義について述べる。

日本の中小企業の基準は、資本金と従業員数のいずれかである。これまで見てきた中国の中小企業と対応するのは、表4.1.2の中の製造業であるが、従業員や資本金を基準にしているので、これには瀋陽市経貿委の示した定義をはるかに上回る年間売上高の企業もまた含まれることになる。それはともかく、日本の中小企業の定義は、公的な中小企業支援施策を受けられる資格のある企業を定義するために設けられたものである。このような定義と関係なく、銀行や証券会社が独自の中堅・中小企業およびベンチャー企業という定義を設け、成長企業にビジネスチャンスを見いだそうと私的な応援を送っていることは言うまでもない。

表 4.1.2 日本の中小企業の範囲

	従業員数	資本金
製造業等	300 人以下	3 億円以下
卸売業	100 人以下	1 億円以下
小売業	50 人以下	5,000 万円以下
サービス業	100 人以下	5,000 万円以下

出所：調査団（各種中小企業関連資料より作成）

4.1.2. 年間売上 500 万元以上の小型企業の生産、雇用、税支払

以下、中小企業定義を年間売上 500 万元以上の小型企業とし、これ以降、中小企業と呼ぶ。これに該当する企業は 999 社、うち 36% は赤字企業である。

統計資料は 999 社合計の企業指標を提供しているが、調査団は企業規模イメージを描くために単純平均した値も示した（表 4.1.3 参照）。

1999 年、瀋陽市の中小企業は、大企業を含む年間売上 500 万元以上の全工業企業の工業総生産 39%、235 億元を生産した。

工業企業は製品と価値の生産という本来の目的の他に、雇用と税支払の面で社会や国家に貢献している。中小企業は 26 万人を超える雇用を提供し、58 億元弱の税を支払ったが、これらは大企業を含む年間売上 500 万元以上の工業企業全体の雇用と税支払の、それぞれ 43% と 37% を占めている。中小企業はこれらの面でも大きな役割を果たしているが、特に雇用面での貢献が特筆される。

表 4.1.3 年間売上 500 万元以上の小型企業の活動状況(1999 年)

	単位：万元	
	合計	平均
企業数（社）	999	1
欠損企業（社）	359	0
<u>生産活動</u>		
生産額	2,347,933	2,350
販売額	2,265,476	2,268
中間投入	1,707,621	1,709
工業増加額	726,525	727
<u>バランスシート</u>		
資産合計	5,126,879	5,132
流動資産	2,498,077	2,501
売上債権	566,950	568
在庫	369,232	370
長期投資	169,462	170
固定資産	2,025,249	2,027
同取得	2,444,219	2,447
うち生産設備	1,861,271	1,863
原価償却累計	667,147	668
本年原価償却	87,116	87
固定資産簿価	1,777,072	1,779
負債	3,334,707	3,338
流動負債	2,603,928	2,607
長期負債	646,952	648
自己資本	1,792,172	1,794
資本金	1,557,520	1,559
（国家）	658,587	659
（集体）	113,655	114
（法人）	221,412	222
（個人）	107,151	107
（香港澳門台湾）	172,226	172
（外国）	284,488	285
<u>損益計算書</u>		
販売収入	2,120,231	2,122
製品原価	1,742,523	1,744
販売費用	110,047	110
販売税他	18,619	19
販売利潤	225,242	225
その他業務利潤	16,824	17
管理費用	192,189	192

	合計	平均
税	6,067	6
財産保険料	2,047	2
失業保険費	19,993	20
財務費用	51,387	51
支払利息	41,558	42
営業利潤	-495	0
利潤総額	27,223	27
所得税	20,644	21
欠損企業欠損額	100,187	100
利税総額	132,056	132
福利費	17,055	17
増値税	86,212	86
仕入税	221,982	222
営業税	270,371	271
<u>雇用</u>		
就業者数	262,665	263

出所：瀋陽年鑑 2000 より作成

4.1.3. 年間売上 500 万元以上の小型企業の所有形態

中小企業の所有形態は資本金額をベースでは、国有および集体制が約 50%、香港澳門台湾および外国が合わせて 29%とこの両者でおおよそ 80%近くを占めている。民営部門はまだ少ないシェアにとどまっている。但し、国有企業や合弁事業は資本金が大きい傾向があるので、企業数ベースでは民営部門のシェアはもう少し高くなると推定される。

表 4.1.4 資本金の所有形態別内訳

	単位：億元、%	
資本金	1,557,520	100.0
(国家)	658,587	42.3
(集体)	113,655	7.3
(法人)	221,412	14.2
(個人)	107,151	6.9
(香港澳門台湾)	172,226	11.1
(外国)	284,488	18.3

出所：瀋陽年鑑 2000 より作成

4.1.4. 年間売上 500 万元以上の小型企業の収益性

中小企業 999 社の損益計算書項目を全て合算すると表 4.1.5 のようになる。

中国式の配列から日本式の配列に組み直してみると、以下の通り。すなわち、売上

粗利益率は 18% 弱、これから販売費と管理費を差し引いた売上営業利益率は 4.5%、さらに金融費用を差し引いた経常利益段階で収入、支出がほぼ同じで損益ゼロの状態である。そして売上税込利益率は 1.3%、同税引利益率は 0.3% である。

総資産利益率は 0.124% であり、収益性は低い。

表 4.1.5 合算損益計算書

単位：万元、%		
	金額	比率
販売収入	2,120,231	100.0
製品原価	1,742,523	82.2
販売費用	110,047	5.2
販売税他	18,619	0.9
販売利潤	225,242	10.6
その他業務利潤	16,824	0.8
管理費用	192,189	9.1
税	6,067	0.3
財産保険費	2,047	0.1
失業保険費	19,993	0.9
財務費用	51,387	2.4
支払利息	41,558	2.0
営業利潤	-495	0.0
利潤総額	27,223	1.3
所得税	20,644	1.0
欠損企業欠損額	100,187	4.7
利税総額	132,056	6.2
福利費	17,055	0.8
増値税	86,212	4.1
仕入税	221,982	10.5
営業税	270,371	12.8

出所：瀋陽年鑑 2000 より作成

4.1.5. 年間売上 500 万元以上の小型企業の財務内容

中小企業のごく基本的な財務指標を下表に示した（表 4.1.6 参照）。これからいえることは下記の通りである。

- (1) 自己資本比率は比較的高く 35% である。
- (2) このうちの 85% は資本金による。すなわち利益蓄積は少ない。
- (3) 負債比率は 65% である。現在中国の銀行の貸付評価では 70% がボーダーラインといわれており、余裕がないといえる。

- (4) 流動資産を上回る流動負債があり、短期資金で固定資産運用をまかなっている部分があると見受けられる。
- (5) 負債に対する利子率は 1.25% となり、無利子の負債すなわち企業間信用がかなり利用されていると推定される。

以上の財務内容と先に見た収益性の低さから、中小企業の資金調達力はすでにかなり弱いといえよう。したがってまず資金効率、資産効率の飛躍的な向上を図らねばならない状況にあるとみられる。

瀋陽市の中小企業に関して最も問題とすべき点は、これらの企業が株主の利益を殆ど無視してきたとみられることである。この点が改まらなないと、設定する目標の焦点が企業の真の発展をもたらすものから外れがちになり、経営努力をしているにもかかわらず企業の富を食いつぶすという矛盾した結果を招く恐れがある。先進国市場経済下で有効性が証明された、経営と財務改革を結合させる手法を、瀋陽市の中小企業にも取り入れる等の工夫をする必要があると思われる。

表 4.1.6 主要財務指標

単位：万元	
総資本	5,126,879
流動資産	2,498,077
流動負債	2,603,928
負債	5,126,879
自己資本	1,792,172
資本金	1,557,520
自己資本比率 (%)	35
負債比率 (%)	65

出所：瀋陽年鑑 2000 より作成

4.2. 中小企業発展阻害要因に関するアンケート結果

- (1) 瀋陽市の中小企業が抱えている経営課題について、100 社の中小企業に対して 2000 年 10～12 月にアンケート調査およびインタビュー調査を行い、91 社から回答を得た。

対象中小企業の所有形態と業種：

国有企業 22 社 集体企業 24 社 私営企業 36 社 個人企業 0 社 外資企業 9 社
機械工業 19 社 環境保護 7 社 電子情報 10 社 自動車部品 14 社 その他 41 社

質問：

経営上の課題 40 項目について、以下の 3 つに分類した場合、それぞれ重要と考える項目を最大 8 個選択して下さい。

- (A) 現在直面して、苦慮している項目
(B) 現在関心を持っている項目
(C) 近い将来新たな課題となると予想される項目

- (2) 回答（図 4.2.1、図 4.2.2 参照）について調査団の分析した結果を簡潔にまとめると以下ようになる。なお、調査団は実際にこれらの企業を訪問し少なくとも 1 日ばかりで様々な角度から調査を実施しているので、そこで得られた情報に基づきコメントを加えている。また、40 項目を(1)経営全般、(2)情報、(3)マーケティング、(4)人材、(5)生産および技術、(6)資金調達の 6 つに括り整理した。

- 1) 経営全般：(A) 18 件、(B) 53 件、(C) 31 件、計 102 件

経営全体に課題があると認識している中小企業は極めて少ない。これは、中小企業が経営目標を、主として企業管理部門や親会社から下ろされてきた生産目標の達成に置いていることと関連があろう。事実、事業計画を立案している企業は極めて少ない。トップマネジメントが企業経営全般に目配りする習慣や意識がないとも言え、大きな問題点である。

- 2) 情報：(A) 16 件、(B) 75 件、(C) 18 件、計 109 件

情報についての関心は比較的低く、「市場情報の入手」に関心が集中している。一方、現時点では社内の情報一元化や情報共有化という方向の取り組みは見られず、回答企業はゼロである。情報管理や IT 化への取り組みに立ち遅れていると言える。

- 3) マーケティング：(A) 33 件、(B) 79 件、(C) 50 件、計 162 件

マーケティングに関する関心はかなり高い。分野としては、「顧客の要求価格」、「販売網」、「アフターサービス」への関心が高い。将来には「輸出市場の

確保」が課題となると回答した企業も多かった。他方、物流網や納期についてはあまり問題になっていない。大半の中小企業が主として市内や省内という近隣市場で価格競争を行っていること、工場の稼働率が低いことを反映している。

4) 人材および人材管理：(A) 48 件、(B)110 件、(C)60 件、計 218 件

人材に課題がある中小企業が非常に多い。「人材」と「能力開発」に回答が集中しているが、これは中小企業が能力のある人材の不足に悩んでいることを示している。ここでいう能力とは市場経済化に対応できる発想、技術、知識等を身に付けてそれを発揮する能力のことであると考えられる。調査対象企業では、仮にトップが企業改革の意欲を持っても、それを全社的に実施していく中間管理者が育っていない。しかし、中小企業が自社負担で従業員の能力開発を行う姿勢は見受けられない。

5) 生産および技術：(A) 76 件、(B)196 件、(C)43 件、計 315 件

この項目に回答した中小企業が最も多い。中小企業は品質、コスト、新製品開発や生産技術という製造業のカナメの分野で課題を抱えていることが分かる。そして、これらの問題が生じている原因を解明するための基礎データが整備、蓄積されていないため、対策が立てられない状態の企業が殆どである。例えば原価管理に苦慮している中小企業が多いが、個別原価管理が行われていない、作業標準が正確でないなど基本ができていない。また、改善のために指導的な役割を果たすべき人材が社内にはいないこともあり事態は深刻というべきである。

6) 資金調達：(A) 50 件、(B)14 件、(C)2 件、計 66 件

対象企業の 3 社に 2 社は資金調達に課題を抱えている。「現在直面して苦慮している」中小企業は全体の半数を上回る 50 社を数え、深刻な事態にある。

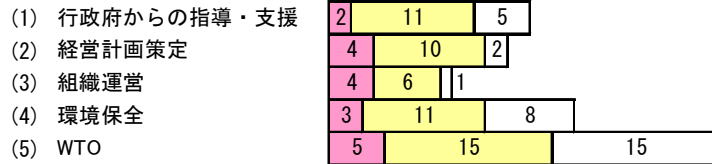
対象企業のうち 68 社（75%）は借入残がある。つまり過去には借り入れができたが現在では資金調達力が低下していると思われる企業がかなりある。その原因としては業績の低迷もあるが、資産の所有権範囲が判然としないが、不透明な企業、会計処理に操作が加えられている企業など資産や財務管理が不十分な企業も見受けられる。信用を軽視した結果として信頼を失っている面も軽視できない。

【まとめ】

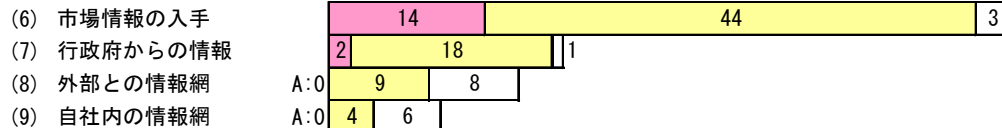
企業はヒト、モノ、カネと言われるが、調査対象企業の経営資源の現状はヒト、モノ、カネのいずれもがかなり深刻な状況にあることを伺わせる。

A :	現在直面して、苦慮している項目
B :	現在関心を持っている項目
C :	近い将来新たな課題となると予想される項目

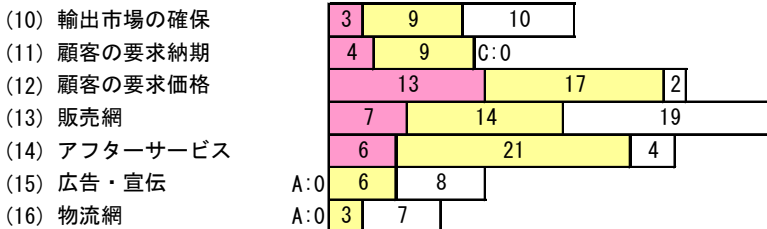
1. 経営・経営環境



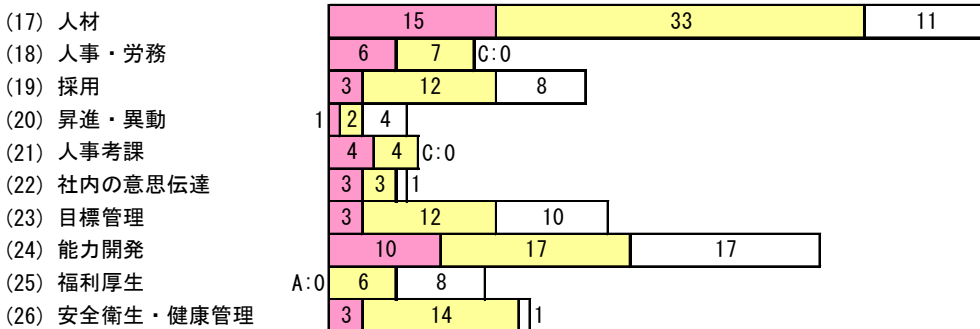
2. 情報



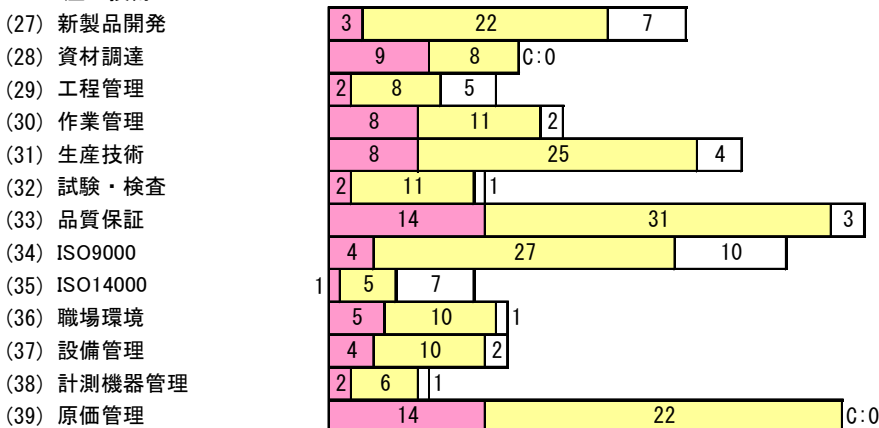
3. マーケティング



4. 人材・人材管理



5. 生産・技術



6. 資金



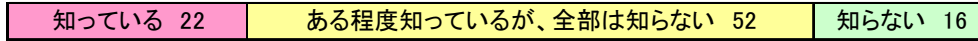
注：数字は回答企業数

図 4.2.1 アンケート調査回答集計（総合）

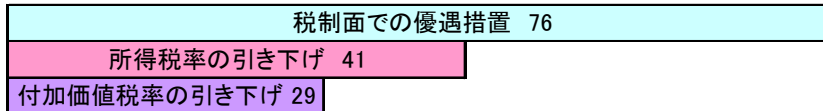
注：数字は回答企業数

1. 中小企業振興政策についての質問

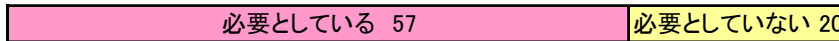
- 1) 中小企業司が設立され、中小企業振興のための法律や諸制度が整備されつつありますが、それらの内容についてご存知でしょうか



- 2) 次のような施策の中で、優先度が高く緊急に実施されるべき施策は何ですか(2つまで選んでください)



- 3) 規制緩和を必要としていますか

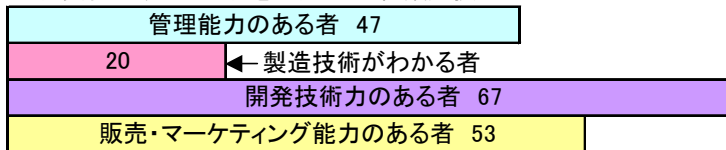


- 4) 各種中小企業振興支援制度を利用するとき、利便性はいかがですか

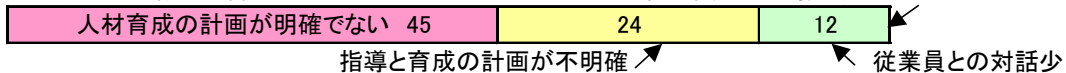


2. 組織・人材に関する質問

- 1) 現在貴社が欲しい人材を下記から2種類選択して下さい



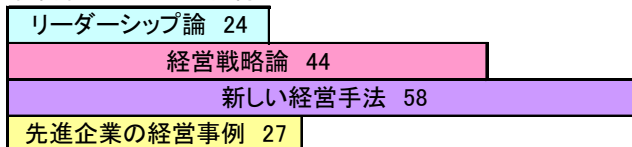
- 2) 人材育成と組織上の課題は



- 3) 人材育成のビジョンは



- 4) 経営者としてさらに習得してみたいもの

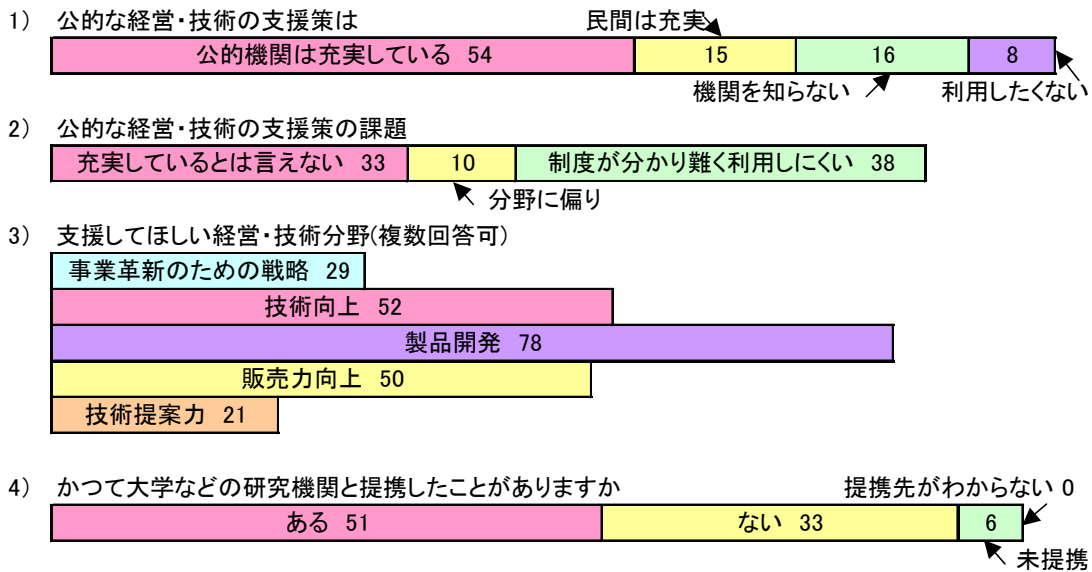


- 5) 公的制度・政策への要望



図 4.2.2-1

3. 技術・経営に関する質問



4. 環境問題に関する質問

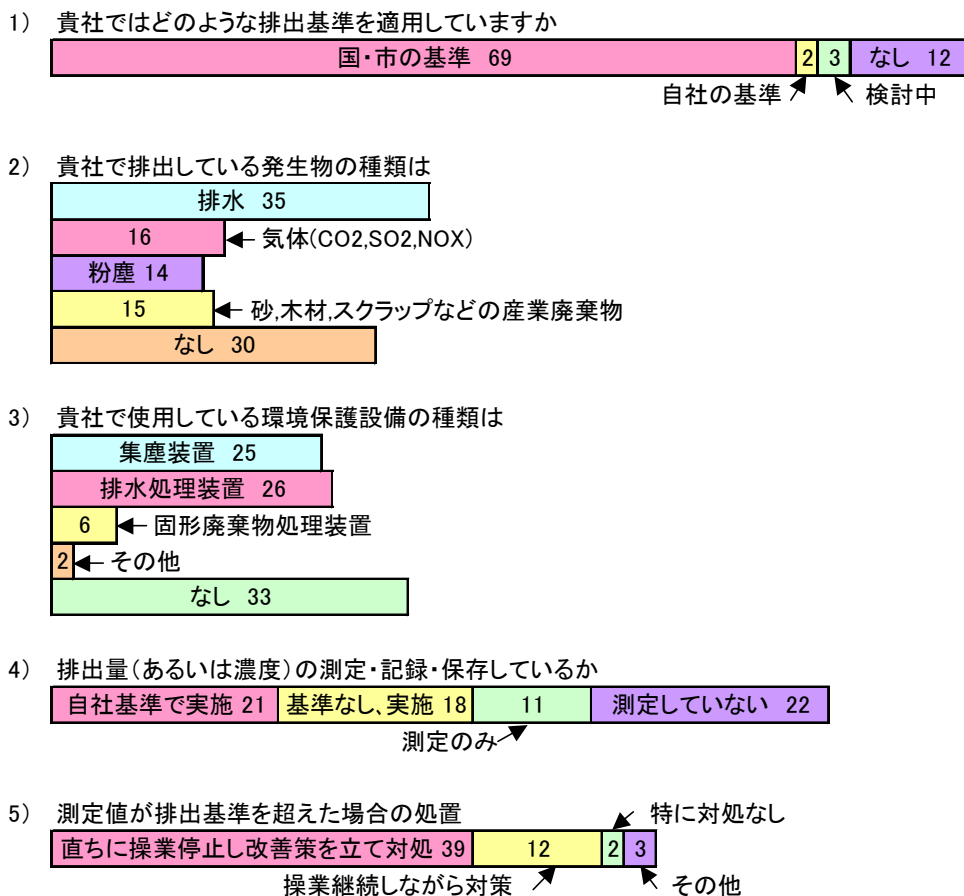


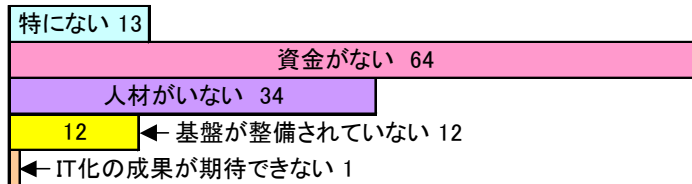
図 4.2.2-2

5. 情報ネットワークに関する質問

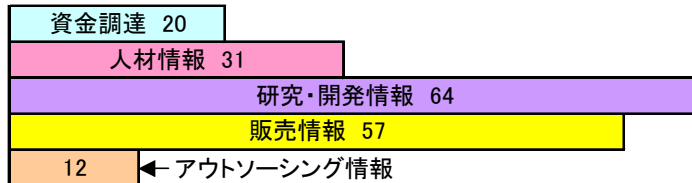
1) IT(情報技術)の利用状況は(複数回答可)



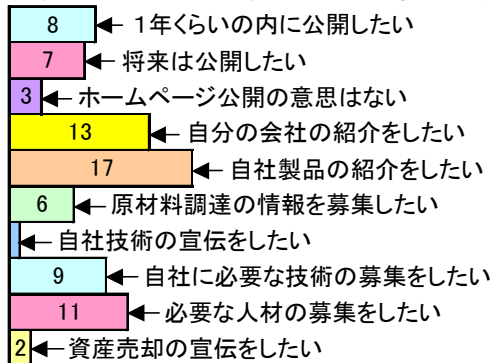
2) IT化の阻害要因は(複数回答可)



3) 情報ネットワークの利用について最も効果があると思うもの(複数回答可)

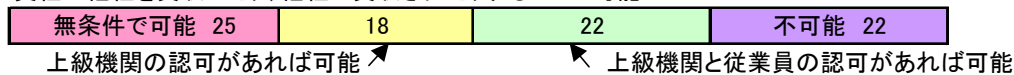


4) 自社のホームページ公開についてお尋ねします(複数回答可) <註>本項のみ回答総数:30社



6. 投資基金に関する質問

1) 貴社が他社を買収したり、他社に買収されたりすることは可能か



2) 投資基金提供はあるか

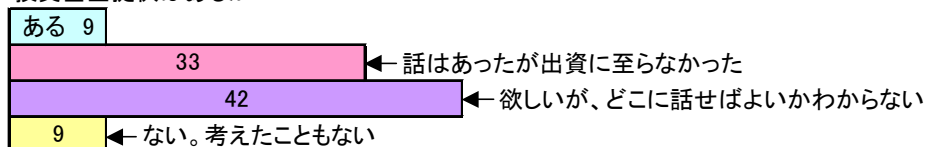


図 4. 2. 2-3

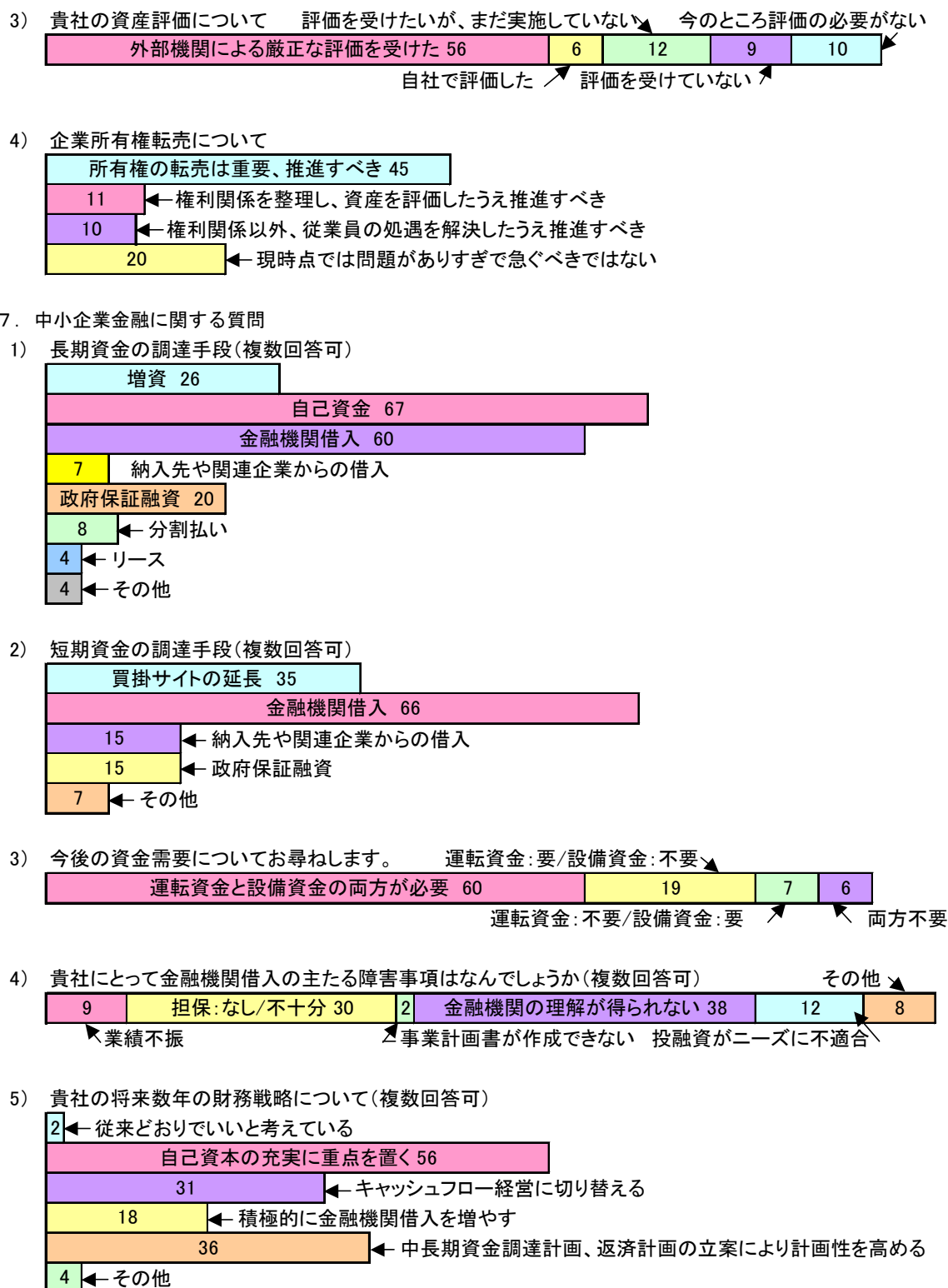
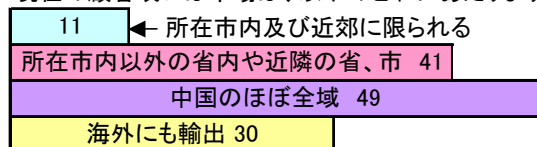


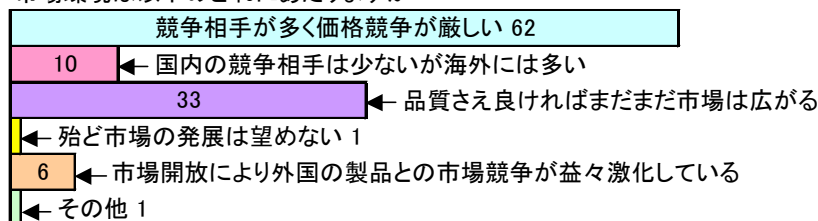
図 4.2.2-4

8. マーケティングに関する質問

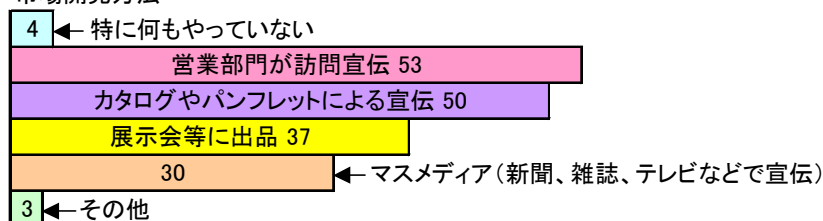
- 1) 現在の顧客或いは市場は、以下のどれにあたりますか。(複数回答可)



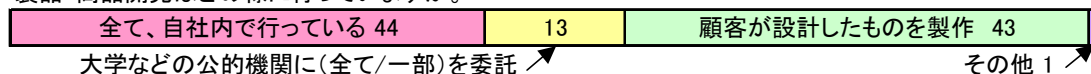
- 2) 市場環境は以下のどれにあたりますか



- 3) 市場開発方法



- 4) 製品・商品開発はどの様に行っていますか。



- 5) 顧客からの苦情と評価で最も多いのはどれですか。2項目選択下さい

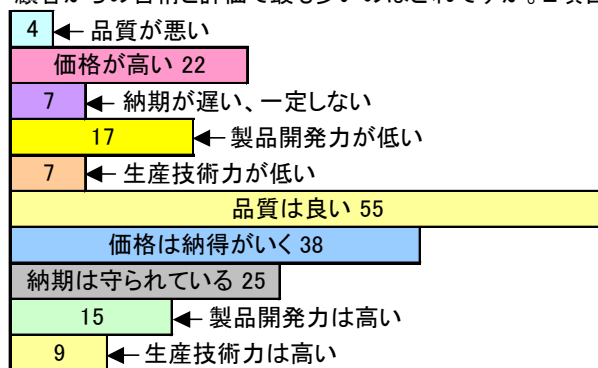


図 4.2.2-5

図 4.2.2 アンケート調査回答集計 (テーマ別)

4.3. 総合分析

本プロジェクトは当初中小企業発展の阻害要因の調査研究からスタートし、訪問企業も発展阻害要因の大きい企業が主体であった。

この段階で、団内診断調査グループと政策調査グループと合同で SWOT 分析を行ったが、発展阻害要因に偏り SWOT 分析の十分な目的を達することができなかった。

しかし中小企業振興策を研究するためには発展阻害要因のみでは不十分で、発展成功要因 (Key Success Factor) あるいは内部資源の集積 (コアコンピタンス) の探索が必要となった。これらの検討の中で判明したことは、瀋陽市の多くの企業の問題点は国際競争力の中に自社の経営が置かれているという危機感を持っていないだけでなく、ビジネスチャンスをつかむためには、自らの持つコアコンピタンスを追求する努力が不足していることもわかった。

2001 年に入ると、市政府は中小企業に対する科学技術の産業化の支援強化と、将来発展の期待できる自動車部品、IT 産業の中から優良中小企業を選んで外資との合併合作を推進するプロジェクトなど積極的に活動を開始した。

調査団は市政府、大東区、経済技術開発区、科技委生産力促進センターに対し瀋陽市の強み、機会についての項目を列挙するよう依頼した。これらの団体との意見交換により貴重な情報を得ることができた。調査前半の企業診断と後半のパイロットプロジェクトで得られた企業の主要問題点と課題は次の通りである。

(1) 強み

- 1) 瀋陽市は基盤産業を持っている中国有数の地区である。物作りの考えが強くかつ実行されている。例えば調査した瀋陽大学の研究室の多くは、研究成果を製品 (特殊ポンプ、溶接機) などを製造販売している。
- 2) 全市には大学が 22 校あり市レベル以上の 132 の研究機関を持っている。研究者は 58 万人と人材に恵まれ院士の数が 18 名に達している。すでに和光集団、東宇集団、東大アルパインなど大学研究室の研究者が数人でハイテク分野を創業し瀋陽市最大の企業となった。東大アルパインは中国最大のソフト会社になるというサクセスストーリーがあり、瀋陽市はハイテク産業で発展するポテンシャルが高い。
- 3) 世界の上位 500 社の内 19 社が瀋陽市に投資している。自動車分野を例にあげれば多国籍自動車メーカーが投資しており遼寧省の自動車基地に育成する計画を持っている。
- 4) インターネットの普及が進んでいる。多くの情報ネットを持っている。

(2) 弱み

- 1) 民営化された企業の一部には国有企業時代の古い管理体制が残っている。
- 2) 経営の弱点はマーケティング、製品開発力にある。他社との比較が行われていない。自社のレベルの低さを自覚していない。
- 3) 現場の改善が行われない。
- 4) 企業内で人材教育が行われていない。(人材の流動性が大きいため)
- 5) 大半の企業が海外市場とつながるチャンネルがない。

注：上記の弱みのうち 1)、2)、3)は企業所有形態が過渡期にあることに起因し、その他は中小企業として一般的に共通する問題である。

以上を SWOT¹分析表にまとめ、表 4.3.1に示す。

表 4.3.1 瀋陽市中小企業の SWOT 分析

強み - 「ものづくり」の基盤産業がある - 中国 4 番目の科学・技術基地である 人材、教育、研究成果 - 陸上交通の要衝である - 一部の大型国有企業改造が成功している - メカトロニクス技術の基盤がある - IT 産業が発展している - 設備産業の基礎がある - インターネットが普及している - ベンチャービジネスの成功例がある - 産業開発区の整備が進んでいる	弱み - 重工業、大国有企業の改革のおくれ - 伝統産業の技術改造のおくれ - 国有企業の体質が残っている - 企業の財務体質が悪い - 政府の財政状況が悪い - 経営者教育が不足している - 製品が 1 世代遅れている - 製品の品質レベルが低く、生産性が低い - 国際都市の条件が整備されていない - 産業 PR が不十分である
機会 - 海外からの直接投資により産業が復興する - 優良中小企業が発展する - 自動車産業基地が発展する - 西部大開発への貢献が期待される - 中国東北 3 省のマーケットの発展 - 産業開発区の発展が可能である - 鉄西区工業産地の技術改革 - インキュベーションが産業化される - 今後の海外資本が導入される 既に世界の上位 500 社の内 19 社が 瀋陽市に投資している	脅威 - WTO 加盟時に一部企業が消滅の危機にある - 産業投資の償却の負担が大きい

¹ SWOT は Strengths、Weaknesses、Opportunities、Threats の略で競争力評価の手法である。市場調査によって 4 象限からなるダイアグラムに該当要素を記載する。

瀋陽市は 1980 年代には上海と並ぶ中国の 2 大工業都市として繁栄し中国工業に大きな貢献を果たした。過去の栄光に反しその後市場経済への移行に遅れ、現在は中国の先進地域に後塵を拝している。

しかし瀋陽市は昨年以降中小企業振興をもって工業の復活を図ろうとしており、このような努力の結果が図 4.3.1 に示されている。世界経済の停滞時期にあり、中国でも 1999 年は経済成長が鈍った年であったが、瀋陽市の工業生産 GDP は 2 桁成長率を遂げている。

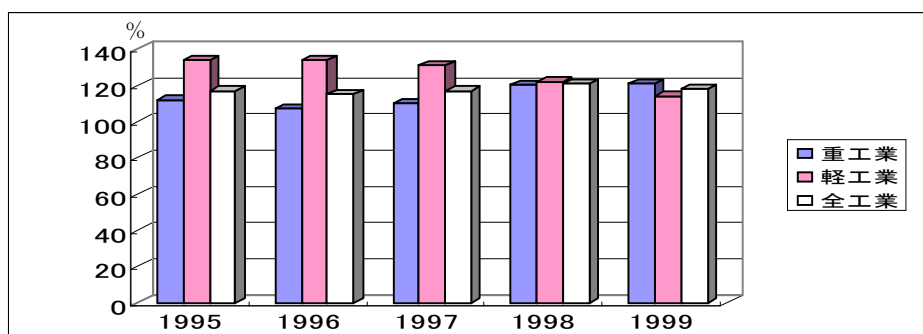


図 4.3.1 工業生産増加率（前年比）

第 5 章 瀋陽市政府中小企業支援組織と政策

第5章 瀋陽市政府中小企業支援組織と政策

5.1. 瀋陽市における中小企業支援の発足

瀋陽市の中小企業支援政策策定と組織の編成は漸く 2000 年の中ごろから活発化した。以下にその経過を示す。

5.1.1. 経過

1999 年 始め	経貿委に中小企業処が設立
2000 年 9 月	瀋陽市中小企業信用保証センターが設立
2000 年 10 月	調査団現地調査開始
2000 年 11 月	調査団の中小企業向け情報ネットワークの母体となる経貿委の情報ネットワークが開通
2000 年 12 月	瀋陽市中小企業サービスセンターが設立
2001 年 3 月	瀋陽市企業技術革新サービスセンターの業務に関する指示発令 (中小企業の技術革新支援)
2001 年 8 月	中小企業向け情報ネットワークサービス開通

2001 年後半には次のような支援機関が設立される予定で、現在実施が進行中である。

- 中小企業処の中小企業局への昇格による機能強化
- 区レベルに中小企業サービスセンターと信用保証センターの設立
- 中小企業向け工業団地の整備（既に大東区では稼動）
- 各研究機関のインキュベーションセンターの整備

5.1.2. 今後の発展の方向

- (1) 公的支援は公益法人のような半官・半民機関が行う方向で推進されている。
- (2) 中小企業管理は市政府から区政府に移管されつつある。
- (3) 工業団地、開発区が中小企業支援を強化する。
- (4) 民間団体、製造業組合などの互助活動によって中小企業を支援する動きがある。
- (5) 民間コンサルタント会社活動の振興

以上は各機関で検討され一部実行に移行しつつある。

5.2. 中小企業支援機関

図 5.2.1に瀋陽市の現状の中小企業支援機関体系をしめす。

(1) 政府系

瀋陽市政府において、企業はすべて市経貿委が管理しているが、民営化の進展に伴い特に中小企業は区を経貿委に移管が始まっている。市政府に経貿委と平行して企業所有形態別機能別の管理機構がある。

郷鎮企業管理局	企業所有形態別管理
集体企業弁公室	企業所有形態別管理
外資企業管理局	企業所有形態別管理
民営經濟發展工作委員会	民営化推進機能
科学技術委員会	科学技術型企業支援

注：委員会、局、弁公室などの行政の名称は行政機能の上下を表したものではない。

上記の企業所有形態別管理を行っている機関と、機能別管理を行っている機関との業務に管理の重複が起こり、行政管理を複雑にしている。企業側からも問題が指摘されている。

瀋陽市の開発区は国家、市あるいは区が管理しており企業に最も近く、ワンストップサービスを持っており、外国企業誘致の実績、豊富な財源を持っており有力な支援機関である。大学、研究所も殆どがインキュベーション活動を行っており、中小企業の創業支援に貢献している。

商業銀行は中小企業金融に積極的である。現在民間銀行は1行のみである。

中小企業処は中小企業を専門に担当する部署であるが、他の機関においても中小企業管理と支援は重要業務である。

(2) 公益団体（事業単位）

調査団が中小企業サービス支援組織として育成を図ろうとしている瀋陽市中小企業サービスセンター、瀋陽市中小企業信用保証センターは経貿委系で英国の海外協力機関 DFID の支援によって中小企業支援のために設立された公益団体である。情報センターは経貿委系で、生産力促進センターは科学技術委員会の傘下であるがいずれも公益団体である。

(3) 民間

工商連の活動は活発であり特にインターネット活用の情報サービス、e コマースは先進的である。従来は国有企業優先であったため工商連、あるいは経済団体の活動は組織だったものでなかった、近年民営企業の増加によってこのような団体の役割の重要性が認められてきた。

また日本の中小企業は、上部のセットメーカーの指導・育成によって発展を遂げたが、瀋陽市においても中小企業は政府の支援でなく民間の互助活動が必要であるがインターネットによる情報ネットワーク活用は中小企業に大きなチャンスをもたらすであろう。

また民間コンサルタントは政府系と大集団企業系があり、漸く需要が発生し始めている。以上の如く中小企業支援は政府系から公益法人、さらに民間ベースに向かおうとしているが調査団の瀋陽市での経験ではそれぞれの役割は異なりそれぞれ必要であると判断する。

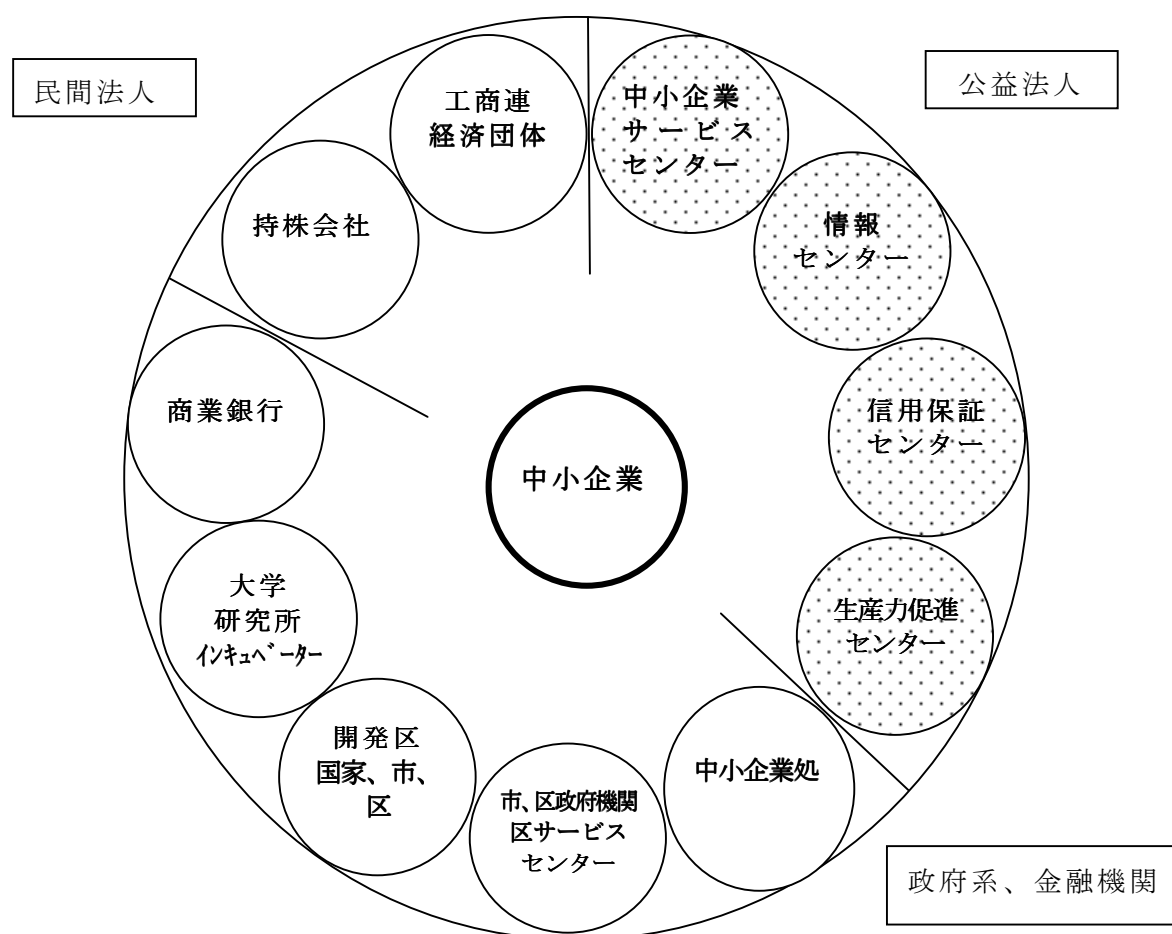


図 5.2.1 中小企業支援機関体系図

5.2.1. 瀋陽市人民政府

瀋陽市は9区1市3県から構成されている。即ち和平区、瀋河区、大東区、皇姑区、鉄西区、蘇家区、東陵区、新城子区、于洪区の9区と、県級市である新民市、遼中県、康平県、法庫県である。

5.2.2. 瀋陽市経貿委

瀋陽市経貿委は「中国共産党遼寧省委員会、遼寧省人民政府の瀋陽市党、政府機構改革案に関する通知」－遼委[1995]25号公文により、従来の瀋陽市計画委員会を解散し、1995年5月に発足した。

市経貿委は市全体の国民経済の管理および経済進捗状況の調整を展開する総合的な部門で、主要な職能は以下の部分からなる。

- (1) 経済の発展戦略の検討、策定および中長期計画の編成を行う。
- (2) 市の経済活動状況を総合的にコントロールし、市のマクロ経済分析のモニタリング、予測を行った上で市政府に経済運営状況を適時報告し、解決案を提言する。
関係部門と協力して市の経済活動を調整すると共に、経済活動中に発生した重大問題の解決に調整役を果たす。業種、地域にまたがる協力を展開する。全企業向けの熱エネルギー供給計画の編成、実施、管理を担当し、関連政策を策定する。
市の救済活動や工業企業の安全と生産を指導・調整する。
- (3) 産業政策に関する全体計画、産業構造政策、地域産業政策の策定、実施に参加する。
- (4) 工業、交通、国内貿易、国際貿易、省エネなどの分野に関する総合的経済法規・政策の検討・策定・実行の進行状況監督、検査などを行う。
- (5) 市場の育成、建設、発展の指導、市場建設および運営における問題点の解決を行う。
- (6) 企業改革案の策定および実施、問題点の解決
国有企業、非国有企業の企業管理、および法規策定を指導する。国有資産監督、管理条例を関連部門と共同で策定、黒字転換、省エネ、環境保護などの活動を展開する。生産、流通分野の管理、協会、学会の業務および外資系企業の運営管理を指導する。
- (7) 重点企業の管理状況を把握し、関連部門と共同で企業管理体制を整備する。市、区、県（市）および工業局、集团公司の経済進行年度計画を審査、評定する。
経済管理幹部と企業幹部向けの訓練活動を実施する。経済分野における資格評定、海外からの技術導入を指導、協力を実施する。
- (8) 企業の技術革新運動の管理、技術改造に関する投資計画（外貨、海外融資、外資

誘致を含む)、技術導入計画、新製品開発および新技術普及計画、重要技術装置の国産化計画および年度計画の編成、上達、通報、実施の展開、産学協同およびハイテク産業化の活動を指導、実施する。

- (9) 国内貿易と海外貿易の調和実施、関連部門と共同で輸出入製品構造に関する政策・措置を策定、実施し、進行状況の検査を行う。外資導入による企業の投資動向を指導、企業の輸出入経営権の申告および管理を行う。
- (10) 市の経済貿易情報ネットワークを担当し、国内外の各種経済貿易情報を把握して広報活動を行う。市政府の経済政策策定のために参考資料を提供する。企業へも情報を提供する。
- (11) 市の品質管理や技術政策のマクロ調整を担当し、品質管理国際基準の実施を徹底し、品質認証活動を指導する。
- (12) 機械・電気製品の輸出入管理を担当し、機械・電機商品の国内外入札を行う。

瀋陽市経貿委の編成を図 5.2.2に示す。

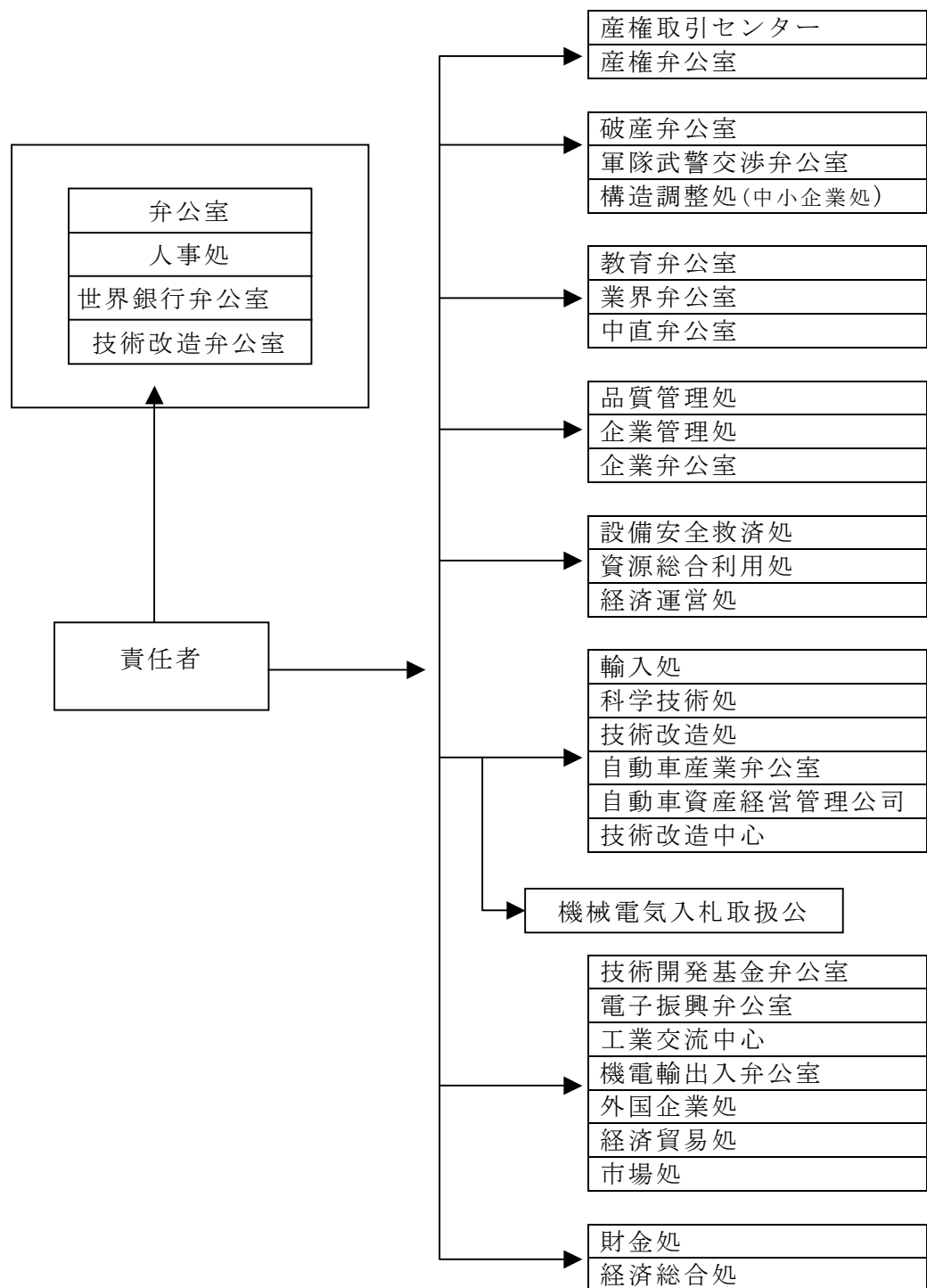


図 5.2.2 瀋陽市経貿委の編成表

5.2.3. 中小企業処

(1) 組織

瀋陽市経貿委中小企業処は 1999 年の初めに設立された。

中小企業の発展に合わせ、中小企業振興への政策指導、支援調整を強化するため、中小企業発展を専門研究課題として同処を発足した。2000 年調査開始時の人員は 8 名であったが、2001 年 5 月には局に昇格する予定であったが計画が遅れている。2001 年 8 月時点でリストラによって人員は 3 名となった。

(2) 職務

人数の少ない管理部門であり、政策策定等の企画業務は行っていないが中小企業が経営に際し困難に直面した場合の支援を行っている。

- 金融信用保証の推進
- 外国企業のコラボ推進
- 外国企業の来訪時の中小企業とのパートナーシップ仲介
- 市が決めた優遇策（税制等）の推進

企業所有権の売買

国有企業の民営化のために所有権移転を潤滑に行うため以下のような指導を行っている。価格を下げての在庫品処理を許可すること、および企業損益処理のために監査部門による承認を得て企業資産から損益分を引くこと等。

(3) 発足後 1 年間の活動実績

同処は発足して 1 年間に以下の業務を行ってきた。

- 中小企業発展政策の調査・検討・策定（現在、調査・検討・起案中）
- 瀋陽市中小企業調整発展指導チームの発足準備
- 中小企業信用保証センターとサービスセンターの発足
- 中小企業向けに、投資誘致会、製品展示会、貿易商談会などの開催
- 中小企業に対する資産再編成案や企業改革案の策定支援

中小企業の管理は市レベルから区レベルに移管され、2001 年 6 月時点で市は約 400 社を管理している。

5.2.4. 瀋陽市中小企業サービスセンター

瀋陽市中小企業サービスセンター（SMEBAC：Shenyang SME Business Advisory Center）は、国家経貿委が各都市に設置するという構想によって 2000 年 12 月に設置された。今後は区のレベルで設置する予定である。

瀋陽市中小企業サービスセンターは、鼎立諮詢有限公司（Meridian Consultants Limited）を母体として設立されたが、資本構成は次のとおりである。

投資プロジェクト弁行室（世銀項目弁行室）	50%
鼎立諮詢有限公司	33%
技術評価所	17%

鼎立諮詢有限公司は 1998 年に設立された経貿委系のコンサルタント会社であり、英国の海外援助機関である DFID（Department for International Development）の人的・経済的支援を受けながら成長してきた。現在は DFID、JICA のカウンターパートでもある。

< 鼎立諮詢有限公司の概要 >

設 立：1998 年 7 月

投 資 構 成：投資プロジェクト弁公室（経貿委傘下）51%

民間集団企業（瀋陽市最大の企業の 1 つ）49%

従 業 員：10 名、うちコンサルタントは 7 名（大半は MBA 取得済）

外部専門家：大学教授、政府、産業協会、法律、会計、税務など数 10 名

業 務：経営コンサルティング（情報サービス、企業・経営リストラ、企業の成長戦略、融資相談、資金調達、マーケットリサーチ・分析、市場計画、事業計画、財務、品質管理、生産管理、リストラされた人の起業、企業家・管理者連結訓練、国際協力プロジェクト支援等）

セミナー、講座、訓練コース海外調査ツアー

瀋陽市企業情報ネットワークサービスステーションの立上げインターネットによる企業への技術、製品、市場情報提供

業 務 実 績：小規模アイスクリーム会社の経営戦略立案

省内の鋳物企業の海外市場開拓支援（米国の鋳物会社への OEM 輸出に成功）、人材訓練、セミナー開催、外資系中小企業に対する起業時の経営支援、JICA 中国モデル都市（瀋陽市）中小企業振興計画調査団の第 1 次現地調査でローカルコンサルタントとして企業診断グループの支援を行った。

なお、鼎立諮詢有限公司は 2001 年に瀋陽現代企業鼎立諮詢有限公司（Shenyang Modern Business Advisory Co., Ltd.）に社名変更している。

瀋陽市中小企業サービスセンターは開設後まだ日も浅く実質的な活動はこれからである。SMEBAC への DFID の支援は初年度 100%、2 年度 79%、3 年度 30%以降は援助打ち切りで現在は 2 年度に入っている。最近、企業からのコンサルティング受注が増加傾向にある。SMEBAC の活動の立ち上がりは中小企業に限定していないが、収入を得るための方策で、徐々に本来の中小企業に重点を移行する。

瀋陽市中小企業サービスセンターは人的・機能的には鼎立諮詢有限公司を母体としており、実質的に両者は経営者、スタッフ、事務所などの点で全て同一である。

瀋陽市経貿委は、調査団のパイロットプロジェクトにおける国際的なパートナーシップ業務を実施するカウンターパートとして、瀋陽市中小企業サービスセンターを正式に指定していた。

5.2.5. 瀋陽市大東区の中小企業サービスセンター

市のサービスセンターに続き、区レベルの中小企業支援センターをまず 3 カ所作り、2001 年中に 13 区全体に広げる予定である。モデル区である大東区の計画を以下に述べる。

(1) 区の中小企業サービスセンター構想

大東区は他の区に先駆けて、中小企業の発展を支援するサービスセンターを 2001 年の 5～6 月に開設する計画である。センターの名称は、「区の経済サービスセンター」という。同センターでは、法律に基づいて中小企業の合法的権利を守るための相談窓口や営業許認可・法人登記などの手続きサービスや情報コンサルティング支援サービスも提供する。

大東区は、中小企業支援サービスを他の区に先駆けて研究し、実践している。中小企業支援サービスの先進地域である上海市や温州市、北京市の各サービスセンターの機能を十分研究し、それぞれの長所を選択して大東区のサービス機能を練ったという。

(2) 支援サービス各部門の機能と内容

区の経済サービスセンター内における支援サービス部門の各機能は次のとおりである。法律に基づいて中小企業の合法的権利を守るため、相談窓口としての法律支援センターを設けると共に、統一した税金の徴収基準も作る。

情報コンサルティング部門には、中小企業が必要としている情報を提供するサ

ービス機能を持たせる。例えば、技術情報、人材情報、市場情報など。また、必要な生産要素の調達を斡旋する機能も持たせる予定で、例えば敷地、資金、技術、企業家（経営者）派遣等を行う。

一方、これまでは別な組織として存在していた「経営者協会」や「産業セクター協会」を経済サービスセンター内に集約し、協会の機能を実質的に充実させたものに改善する。

また、営業許認可・法人登記などの手続きサービスをすべて一本化し、ワンストップで手続きの簡素化と費用の低減化を図る。同時に、中小企業が新規参入できる市場の範囲や分野の基準を緩和する一方、撤退の基準もゆるめる。

(3) 融資斡旋もワンストップサービス機能の 1 つ

大東区は中小企業者に対するサービスを改善するため、同センターにワンストップサービスの機能を持たせる構想を持っている。支援サービス機能を 1 カ所にすべて集約し、利用者の便宜を図る。

区の経済サービスセンターは、1 つの組織であるが、同じ建物内に別の組織である「区の信用保証センター」も設立する準備を進めている。

センター内には、担保不足などで信用力が不足し、資金調達が難しい中小企業者のために、「区の信用保証センター」も併設し、融資斡旋機能を持たせる。基金は、当初、区の財政から 500 万元を用意し、これを基に 4,000 万元まで融資斡旋をする。

(4) 思い切った営業許認可の手続き簡素化

最近、瀋陽市でも始まった営業許認可の簡素化サービスは、我が国、日本にも例がない画期的なものである。一般的に創業する際には、法人登記や各種の営業許認可手続きが必要となる。これらの開業手続きおよび営業許認可手続きの窓口は、営業の種類ごとに各所に点在するので、一連の手続きをするには、多くの時間や手間がかかる。

これまで手続きを完了するために 2～3 カ月かかっていたが、一連の手続きをすべて 1 カ所で済ませることができるワンストップサービスを導入した。これにより手続きの時間が、僅か 4 日～10 日まで短縮できる。そうした創業支援のサービスセンターが和平区と皇姑区で誕生しており、皇姑区では一日の平均利用者数は十数名である。

(5) 民営化、リストラの支援

市政府は 112 の国有中小企業の管理権限を大東区に委譲してきた（2001 年 6 月現在の情報）。これらの企業は資産総額が平均 8 億～9 億元の規模であるが、負債総額が資産総額に近い不良企業で、この負担が区政府に移管された。区政府は規

模の大きい企業を小さい企業に分割するなどして、所有権の売却や株式会社化して民営化を進め、80%の民営化を実現した。

一方、大東区政府は、経営不振の中小企業を産業転換によって活性化する支援策も進めている。例えば、シームレス鋼管の製造工場の操業が停滞していたので、工場を建材市場に転換し、工場の貸し出し費や管理費などで収入を獲得し、活性化を図った。

(6) 工業団地の造成

区は、土地が生産の最重要要素であり、民営資本をひきつけなければならないと考えている。区にふさわしい地域密着型の小工業団地を造成している。

(7) 区レベルの保証センター設立の動きと課題

一方、担保不足などで信用力が不足し、資金調達が難しい中小企業者のために、区の保証センターを開設し、銀行からの融資を促す信用補完機能を持たせる動きもある。

金融の信用補完制度については、まだ日本の信用保証協会に相当するような国家的機構はなく、市レベルの保証センターがようやく昨年9月に誕生した段階である。市レベルの基金の規模もまだ小さく、貸付の実績自体もまだまだ少ない。

そうした状況にもかかわらず、区レベルで自ら財政資金を拠出し、保証センターを設立する動きもある。まず、大東区と鉄西区が今年8月に開設を予定している。大東区の場合は、これに加えて営業許認可の簡素化や経営支援、情報支援などの総合的サービスを提供する「中小企業サービスセンター」を設立する構想を持っている。

このように区レベルで独自に中小企業支援に乗り出す背景には、市政府の中小企業支援策が未だ見えていないこともある。区の保証センターの今後の課題として、参考にすべきことがある。それは、市の保証センターの場合、信用審査基準を厳格にし過ぎたため、貸付実績の低迷を招いている。まだ、基金が少ないこともあるが、貸付金の回収不能を恐れる余り、中小企業支援策としての効果が得られていない。

(8) サービスセンターの設備と予算

区の経済サービスセンターは、区が所有しているスーパーマーケットを改造して1,000平米の面積のオフィスにする。改造費は、500万～600万元が見積もられているが、費用はすべて区の財政から供出する。同センターには、まず、専任スタッフ8名を配置する。専任者は区政府の職員や民間から募集し、8名の給与は区政府が負担する。この他にも10～20人スタッフが必要となるがそれは区政府の

職員を既存職能部門から兼任で集める予定である。

人件費以外にかかる同センターの運営費は、利用者から徴収する手数料で賄う。

現在、経済サービスセンターの機能や組織を準備する「プロジェクトチーム」を特別に編成し、区長をトップに5～6人のメンバーが準備作業を進めている。

(9) 大東区の中小企業支援の経済的背景

同区は、中小企業支援に対しては以前からかなり必要性を痛感していたが、財政的にまったく余裕がなく、実現しなかった。税収も大幅に増加し、ようやく支援サービスができる条件が整った。

1999年の税収が3億元、2000年の税収は3億4千萬元に増加した。なお、年間の全税収は8億元に上るが区政府が使えるのは上記額である。

税収が増えた理由は、区内にある約30の大企業の経済発展である。これらの大企業は、金杯グループなどの自動車会社や鉾山機械工場、飛行機エンジン等の製造業である。

その他企業はすべて中小企業で3,300社ある。規模がさらに小さく、従業員3～4人で年間生産高が20万～30萬元の私営企業が1,940社ある。この他、個人事業者が16,000社ほどある。

区レベルで中小企業施策を展開するには、行政の企画と行動力、業績のよい企業の育成による財源の確保の両方が必要であるといえる。

(10) 大東区中小企業サービスセンターの設立構想

以下に大東区政府から示された計画を紹介する。中小企業サービスセンターのモデルとして参考になる構想である。

サービスセンター設立の目的と業務範囲およびサービス対象に基づき、サービス性、開放性、対応性、実効性と実行可能性の思想に沿って、内部の機構を設置し、初歩的にサービスセンターの内部に6つの部、2つのセンター、1つの弁公室、1つの処、1つの会および1つの会社を設置する予定である。各名称および主な担当業務は以下のとおり。

- 総合管理調整部

サービスセンターの行政管理、不動産管理、人事文書の管理、来賓の接待

- 技術情報コンサルティングサービス部

情報の収集、登録、編集、管理および交付など

- 人材交流サービス部

企業を助けて生産経営、技術進歩、管理の改革などに必要とする各種の人材を招聘、導入し、且つ企業間の人材資源の相互補充交流

- 苦情受理、法律援助部
無料で中小企業に法律コンサルティングを提供する。中小企業に弁護士サービス、法律顧問を提供する。中小企業のために訴訟の代理、文書の検討など専門の法律援助を提供。
- 国際合弁・合作連絡部
日中合弁・合作プロジェクト
- 企業家訓練、企業診断部
企業家訓練計画と年度訓練計画の策定、訓練の方式と内容などの確定
- 信用保証センター
中小企業が当地の銀行に人民元の借款を申請する際、信用保証を提供する
- ワンストップサービスセンター
新規企業に前段階の審査批准から営業許可取得までの全過程のサービスを提供する
- 大プロジェクト弁公室
大学、研究所等の機関の重点プロジェクトとの連絡を担当し、継続的に意思疎通を図る
- 所有権取引代理事務所
区所属工商企業の所有権取引の資格審査、資産評価、取引の論証および申請許可など
- 企業家協会
企業家を組織して国の経済発展に関する政策を学習、座談、討論を行う
- 企業破産と合併コンサルティングサービス会社
企業に破産、合弁製作などのコンサルティングサービスを提供する



図 5.2.3 大東区中小企業サービスセンター機構図

5.2.6. 瀋陽市中小企業信用保証センター

(1) 概要

瀋陽市中小企業信用保証センター（中国名瀋陽市中小企業信用担保中心）は瀋陽市経貿委管轄下の外郭組織で、英国 DFID の技術協力プロジェクトの一端を担う実施組織である。主要業務は中小企業の銀行融資獲得に必要な信用保証の提供と銀行融資仲介である。

キースタッフが公募されているのが大きな特徴であるが、高学歴（修士、博士）かつ有資格専門家（公認会計士、法律家、資産鑑定士）が業務に当たっている。職員数は 2001 年 6 月現在 10 名。2000 年 9 月より業務開始。

(2) 組織

信用保証業務部、審査部、リスク管理部、コンサルティング部、総務部の 5 部構成で、組織図は下記の通りである。

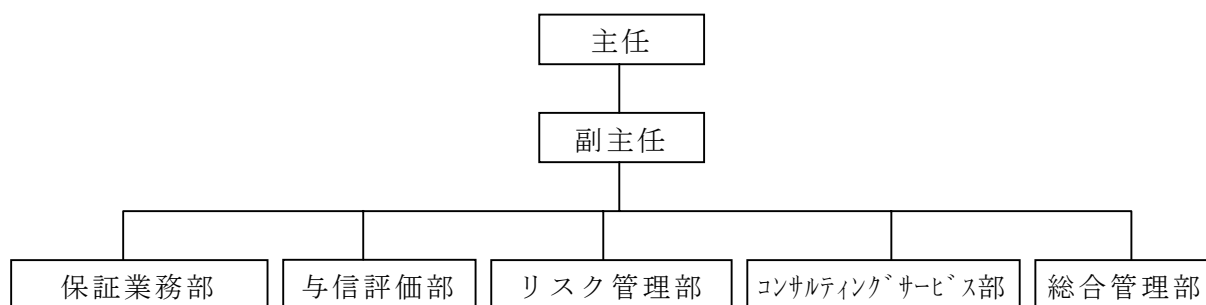


図 5.2.4 瀋陽市中小企業信用保証センター

(3) 信用保証の手続きおよび契約の終了までの流れ

- 中小企業の当センター会員加入申請
- 当センターによる会員承認
- 中小企業の当センター提携銀行に対する借款申請
- 中小企業の当センターに対する信用保証申請
- 当センターによる企業審査
- 中小企業の当センターに対する反保証契約（中小企業が担保提出）
- 当センターの提携銀行に対する保証契約
- 提携銀行の融資実行
- 当センターは銀行に対する保証責任および保証先企業の業績監督の責任を負う
- 中小企業の返済完了により契約は終了する

(4) 保証業務の内容

- 保証対象とする中小企業は、ハイテク企業、労働集約型企业、輸出企業および環境保護型企业。企業所有形態は問わない。
- 保証対象資金は運転資金のみ
- 最大保証額は 100 万元
- 返済期限は 1 年以内
- リスク負担率は 70% 以内（提携銀行のリスク負担 30% 以上）

(5) コンサルティング業務の内容

- 企業経営コンサルティング
- 企業戦略コンサルティング
- 市場調査
- 法律コンサルティング
- 財務コンサルティング
- e コマース

コンサルティングは会員に対するサービスとして行われている。なお、会員は 2 年間の会費 2,000 元を支払っている。

(6) コンタクト

- 住 所：瀋陽市瀋河区北京街 2 1 号 許兄弟ビル 12 階
- 電話／FAX：86 - 24 - 82510422
- U R L: <http://www.sy-cgf.com>
- 電子メール：Webmaster@sy-cgf.com

5.2.7. 民営経済発展工作委员会

(1) 民営経済発展工作委员会の発足経緯

民営経済発展工作委员会の発足の経緯と、社会的に担う職務は次のとおりである。国有企業が所有構造調整を行い瀋陽市経済の発展を図るために、1998 年に同委員会が発足した。

(2) 委員会のサービス機能

全市民営経済発展計画を組織し、策定する。

政府に変わって民営経済発展に関係する地方法規を起草し、関係部門の民営経

済に対するサービス、管理、監督を指導・調整、または民営経済協会、学会などの社会団体組織の仕事に関して指導などを担当する。

(3) 民営企業の発展状況

2000年までの3年間の民営企業の発展はめざましく、年20%の成長を遂げている。この成長率は市全体の2倍に相当する。全市の民営企業のGDPは2000年に542億元となり、全市経済の48.6%に達している。納税額も市全体の40.3%におよんでいる。これらの民営企業には、私営企業、個人企業、郷鎮企業、株式会社、集団企業などが含まれる。

(4) 3年連続ナンバーワンの「東宇企業集団有限公司」

民営企業を代表するナンバーワン優良企業は、「東宇企業集団有限公司」である。2000年の納税額は6,169万元でこれは1998年の3倍に相当し、3年連続して全市最高納税企業となった。東宇企業集団有限公司も含めて民営企業で生産高もしくは販売高が年間1億元以上に達するところが、既に60社になっている。全国的にみてもトップ500社の中に瀋陽市の民営企業が12社あり、2.4%という比率は全国の都市の中で第4位に位置する。

(5) 2次産業企業の増加

民営企業といえば以前はサービス業などの第3次産業が多かったが、登記資本100万元以上では最近、第2次産業が増加しており、既に38.2%に達する勢いである。

(6) 市に対する社会的貢献

民営企業は社会的にも大きな貢献をしている。国有企業のリストラ者の受け皿として100万人の就業を実現させている。また、国有企業改革の受け皿として1,771社の国有企業を民営企業に転換させている。

(7) 民営企業の発展戦略

今後、民営企業の発展を促進する戦略として、市の製造組立産業を育成し、発展できるように経営環境を次のように整備・確立する。同時に企業体質の改善も進める。

1) 2001年度の数値目標

民営企業のGDP 600億元以上（市全体GDPの50%）、納税額40億元（同40%）

2) 行政サービスの徹底

行政機関として市長から末端担当者まで民営企業に対してサービスする体質を作る

3) 発展環境の整備・確立

- a) 費用負担の低減：民営企業から徴収する上納金、会費、罰金などの費用で規定を超える負担をなくし、強制的徴収を発見したら処罰する体制作り。
- b) 融資の斡旋促進：融資が受けにくい民営企業のために委員会が金融機関との間を仲介し融資斡旋を進める。例、市長が百社と銀行の面接を実現。
- c) 直接金融の導入：実力のある企業が直接、資金調達ができるように、株式制への移行を勧め、短期債券の発行や第2株式市場への上場を促す。
- d) 基金の充実：信用保証センターの基金は数百万元しかないので、会員制度や株式制度を利用し社会的に資金を集め、2001年度中に4,000万元を目指す。リスク投資基金も資金調達の大きな手段として整備していく。
- e) 国有企業の民営化：破産もしくはそれに近い国有の中小企業を買収、リース、合併によって入手・再編し、これを民営化して発展させていく。
- f) 開放政策の強化：産業部門別の枠から解放し海外との合併や進出を促す。中小企業にも条件によっては輸出資格を与え、直接輸出ができるよう改善を勧める。
- g) 公共事業の民営化促進：公共的事業の民営化を進め、例えば、バス交通事業の民営化等の事業機会を与える。
- h) 経営の近代化促進：今日の国際水準の近代的企業体を目標にして、市の民営企業の組織構造を洗練されたものに改善し、製品構造もテクノロジー的要素を増やすように指導していく。
- i) 経営者の指導育成：近代的企業体を目標に、中小企業経営者のためのトレーニングセンターを設け、意志決定能力や組織化能力などの向上を図る。

5.2.8. 瀋陽産権交易センター

瀋陽産権交易センター(以下「産権センター」と略す)は1994年3月の設立で、経貿委傘下の事業法人である。設立当初は経貿委、国有資産管理局、体制改革委員会、工商局から各40万元の計160万元の財政支出が投入された。現在では財政による収入はなく、手数料収益で運営をしている。産権センターは国有企業および集体企業の所有権転売を主たる業務としており、国有企業と集体企業の所有権売買は必ず産権センターを通さなければならない。なお、同センターの業務内容は下記の通りである。

- 所有権転売市場の建設と管理
- 所有権転売に関する情報の収集と発信

- 所有権転売契約の審査
- 所有権転売手続きの実施
- その他所有権転売の付随業務およびサービス

産権センターの定員は 25 名で、2001 年 2 月 22 日現在の在籍人数は 19 名である。そのうち所有権売買に従事する者が 10 名で、そのほか情報ネットワーク部門 2 名、総務部門 4 名、財務会計部門 3 名である。かつて傘下にあった資産評価部門は、政府の資産評価部門を独立法人化させる指導に従って独立した。業務部門の所有権売買部門のメンバーは金融を専攻した者で組成した。また、業務上の関係で、資産評価事務所 10 カ所、法律事務所 4 カ所と業務提携をしている。本体のほかに瀋陽市 13 の区県にすべて代理事務所がある（各 8～12 人程度の規模）。産権センターと代理事務所の関係は業務上の関係のみであり、人事、予算等は区県の管轄となる。

運営方法は会員制をとっており、現在 18 社の会員を有している。会員は、所有権譲渡に関係する政府部門である国有資産管理局、工商行政管理局、房産局、土地局のほか、国有資産管理公司、投資会社、証券会社、大型企業グループからなる。

産権センターは 1997 年、市政府の「壮三活一、完善载体」（外資、民営、郷鎮企業を強化し、国有企業を活性化する）方針を受けて活動を活発化させた。買収側の資格制限をなくし、個人を含めたあらゆる国内外の投資家に買収を呼びかけた。その結果 1994 年の設立から 7 年の間に同センターを通じて売却された 1,700 社のうち、1997 年 10 月以降のものは 1,200 社を数えた。また、同センターは売買を促進するため 1998 年 1 年間の売買手数料を無料とした。なお、通常の売買手数料は売却対象企業の総資産額の 0.05～0.5% である。但し近年では資産内容のよい企業がほぼ売却しきったため、成約件数は頭打ち状態にある。

表 5.2.1 瀋陽産権交易センターの成約実績

年	成約企業数	資産額(万元)
1994	10	29,300
1995	9	79,143
1996	29	53,363
1997	45	41,413
1998	975	634,000
1999	71	109,000
2000 年上半期	77	64,000
合計	1,216	1,001,219

買収側は瀋陽市の企業ないし個人のみではなく、上海市、河南省、深圳市の（民営ないし株式）企業も実績がある。

産権センターの情報ネットワーク部門は世銀の援助によって作られ、現在も世銀の研修プロジェクトが稼動中である。

産権センターでの所有権売買の流れは以下の通りである。

- 転売対象企業への審査と資産評価
（資産評価は政府の干渉を受けない、8名以上の資産評価師資格を有する独立の会計事務所によって行われるが、これらは現時点で瀋陽市に40カ所ある）
- 銀行等債権者の同意と従業員処置（雇用を含む）案の提出および承認
- 売却側が上記条件を満たす買収側を見つけ出し、交渉をまとめる。
（買収側の信用調査等は売却側の責任でセンターは関知しない）

なお、買収側が買収後一定期間内に履行しなくてはならない内容（付帯条項）が多くあり、（例えば、従業員の解雇制限年数、債務完済期限など）これらの契約内容を規定の期間内で履行しない場合は産権センターで2次競売にかけることもある。

5.2.9. 情報センター

（1）瀋陽市情報ポート

「瀋陽市情報ポート」は、市の計画委員会の下にあり、市のIT化を進めるために作られた。1997年「情報センター」開設を目的として瀋陽市IT化弁公室を設立した。

情報ポートの役割としては、政府内部の情報化の推進・企画（70名）ニーズに応えることが主であるが、ソフトウェア開発、企業データベース（市でデータを集中化して提供）の構築も行っており、一般市民への情報公開も行っている。

当ポートの設備は、日本からの無償供与、借款などを受けてかなり充実している。利用者の急増に対応して、基盤の整備、設備の移設、通信路の拡張を実施中である。

5カ年計画の下、市のITポート化構想は飛躍的に発展してきた。今までに、9のプロジェクト（完）と12のデータベース（建設中）を進めてきた。

上記のほかに、次のことを計画・実施中である。

- 瀋陽通：市内のホテル等にモニタを設置、市民が誰でもアクセス可能とする。
2000年末に300台、2001年には1,000台を設置予定。
- 都市カード通：タクシー、光熱費支払いなど（将来）
- 通信、光ケーブル（情報伝送＋ケーブルテレビ用）の設置
- 韓国三宝グループと合弁：パソコン生産 120万台/年（輸出）1999年末開始
- 長白グループ（プリンタ、以前EPSON）、北泰グループ（CRT）など
- ソフト会社：東大アルパイン（アルプス合弁）、東東ソフト（東芝合弁）

さらに、日本との協力事業としては、1998 年に中日 IT 化プロジェクトとして農業、医療、教育、遠隔制御、地理情報システム、防災の 6 プロジェクトを推進することになり、そのうちの農業、医療、教育に瀋陽市 IT 化委員会が関与し、瀋陽市情報ポートが参画しているということがあげられる。

(2) 経貿委情報センター

市経貿委の下には、「経貿委情報センター」と「技術創新サービスセンター」が最近になって設立された。

経貿委情報センターは、国家経貿委の全体構想に基づいて瀋陽市の経貿委情報ネットワークを構築・運用することを担当しており、2000 年 12 月に運用を開始した。ここには、新技術の成果、人材情報、企業の課題、設備情報などが公開されている。

技術創新サービスセンターは中小企業向けの高新技術の情報サービスを目的としてスタートしたばかりである。本調査団のパイロットプロジェクトで実施する瀋陽中小企業情報網は、この組織が受け皿となる。

何れの組織も経貿委の技術交流センター（1969 年設立）を母体に発足し、瀋陽市情報センターの設備を借用して運営している。中小企業向けの情報センターに関しては、工商連と共同で進めることを考えている。工商連はオーガナイザの役割を担う。

(3) 科技委情報センター

科学技術委員会の中にも、情報センターがある。ここは、国家科学技術部が主催する PP-NET の省・市のレベルの「瀋陽区域サービスネット」の運用を 1999 年から行っている。

PP-NET は、基本的に中小企業向けである。瀋陽市の場合、1999 年に開通したが、1 年後には 1,200 社、7,000 項目になった。サービスメニューとしては、次がある。

- 中小企業問題の入札による解決
- 人材情報（瀋陽市で 500 人登録）
- 国内外からの融資情報
- 企業の成果情報の公開
- 計画プロジェクトに対するコンサルティング

ネットワークサービスについては、登録費・広告費の収入は期待せず、付加価値サービス、コンサルタント料で収入を得る方針である。付加価値サービスとしては、製品設計、マーケティング、フィージビリティスタディなどがあり、100 セクターのデータベースから情報を自動探索しサービスする。

中小企業 100 社については企業紹介のホームページを有料（150～300 元/頁）にて作成済みである。

瀋陽区域 PP-NET のサービスは、企業情報、人材情報、コンサルティング、創新基金、ISO 認証などがあり、人材に関しては人材センターと接続している。IT 化に関しては、西安と瀋陽市が中心となるよう指定されている。瀋陽市区域の場合、ネットワーク経由の基金の申込みが 50 数社あり、その中の数社についてはコンサルティングを完了し、報告書もできている。

5.2.10. 工業技術交流センター

瀋陽市工業技術交流センターは、1969 年に設立され、新技術、新材料、新工程、新製品の 4 つのテーマの拡大を重点業務にしている。従来は大型企業の支援が中心であったが、最近は中小企業支援が重要視されている。

瀋陽市工業技術交流センターが現在維持しているネットワークとしては、次の 3 つがある。

- 瀋陽貿易情報網
- 中国技術創新瀋陽網
- 瀋陽中小企業情報網

経済貿易情報網については、2000 年 11 月末に公開發表のセレモニーを行った。その際、瀋陽中小企業情報網の設立の件も発表した。瀋陽中小企業情報網の内容については、計画がほぼでき上がっており、3 カ年計画の構想の概要を聞いた。情報センターの要員は、現在 5～6 名であるが増員を計画している。

同センターの新製品開発のためのプロセスの普及と応用および産業改造などの企業技術改造の遅れに焦点を絞って活動している。

営利を目的としない機関であり政府も企業も単独ではできない活動を行い、両者の掛け橋となり、絆を結ぶ役割を担っている。また産学研協同を推奨し、研究所、大学の成果を産業界へ技術移転する手助けも行っている。

中小企業の問題点のひとつとして生産技術の遅れと国際的な市場競争力を持たない製品技術レベルであることがあげられる。

原因は経営者の文化レベルと科学技術レベルが低いためであり、また大部分が郷鎮企業であることに起因している。

1999 年、国は社会の技術資源の最適化と技術レベルアップの方針を打ち出した。国家経貿委は技術創新ネットワークを建設し、瀋陽市も含め全国に 40 のサービスステーションを設置した。このネットワークによって企業に技術サービスを行っている。

ネットには以下のことを載せている。

- 大学・研究所の研究成果
- 世界各国の製品と技術をネットに公開

- 1 部の企業の概況紹介

ネットの活用方法としては以下のことがある。

- パートナーシップの相手に企業を紹介
- 製品を売りたい企業のビジネス支援
- 人材の需給情報
- 専門家の需給情報

上記の活動は省と市で成果を発表している。

省の技術交流センターへの問い合わせは1日100件あり、年に1度、省は産学研商談会を開催している。9,000件の案件が提出されるがこれらはネット上では見ることができない。省は新技術普及センターを持っており省の経貿委が統括している。

省から各市を通して1,000社以上の企業に通知し、全国の120以上の大学、研究所も招待され研究発表が行われている。会議上で問題点が討議されビジネスマッチングがおこなわれ、かつ会議場で意向書の調印が行われている。マッチングのため展示会も同時に行われている。

科技委も同様な活動を行っているが高新技術のプロジェクト単位で行っており、経貿委は企業のニーズをベースにしている。

産業化は資金が必要であれば信用保証センターを紹介するが、新技術が必要であれば技術交流所を紹介するなど互助式のサービスシステムをとっている。

5.2.11. 訓練教育センター

(1) 经济管理幹部センターの果たす役割

人材の「訓練教育センター」と呼べる組織に該当するのが、瀋陽市経貿委に所属する「经济管理幹部センター」である。

当センターの教育訓練は、主に国有大型企業の工場長および経理クラスを対象に行ってきた。この他にも国有大型企業の管理職や各種の官公庁管理職員、中小企業の経営者や管理者に対しての教育訓練も今、実施している。

(2) 訓練内容の例：国有の大中型企業と中小企業

- 1) 訓練方針（国家の方針により国有大中型企業の幹部に限定）
 - a) 訓練対象者と回数：1996～2000年に訓練4回、合計258人
 - b) 訓練機関：经济管理幹部訓練センター（実質的場所は遼寧大学工商管理学院）
 - c) 訓練期間と参加者数：職場から離れて2.5カ月間、平均参加者数65名

- d) 訓練内容：理論訓練(MBA の次の内容)と実務訓練(直面する問題解決型訓練)
管理経済学、経済法、企業財務、会計帳簿、国際金融と貿易、企業
戦略管理、生産管理、マーケティング、市場経済論、企業指導の方法
と企業診断学
- e) 訓練費用：大部分が国家負担、一部は企業負担

2) 中小企業に対する研修訓練の事例

- a) 訓練対象者と回数：民営企業や合弁の企業幹部および管理者で、受講企業はごく一部
- b) 訓練機関：遼寧大学工商管理学院
- c) 訓練期間：数週間～1 カ月間、上記学院の講師が企業に出向いて講義する
- d) 訓練内容：マーケティング、販売業務、企業経営の方法と意義、企業診断と計画
- e) 訓練費用：企業全額負担

(3) 教育訓練業務のフロー

経済管理幹部センターが取り組む「教育訓練業務フロー」を示すと次のようになる。まず、経貿委の教育訓練会議で教育計画案を作成する。この計画案に沿って経貿委の工業局教育処組織が訓練対象の企業名簿を作成する。

経済管理幹部センターは、工業局から来た企業名簿および教育対象者名簿を整理する。また教育計画案に沿ったカリキュラムも作成し、経貿委指定の大学の先生にこれと名簿を送る。工業局は該当する企業名簿の企業に教育プログラムを送り、一方、大学講師は、遼寧大学の工商管理学院や同経済管理学院でカリキュラムに基づく研修を行う。

(4) 経済管理幹部センターの教育施設

当センターでは今のところ自前の教育施設がなく、主に遼寧大学の校舎を利用している。経済管理幹部センターは、事務室が存在するだけで教室は持っていない。計画によれば 14 教室をもつ人材訓練センターを建設する構想があるが、まだ実現されていない。

(5) 教育訓練の研究課題

スポット的な研修に関しては今まで取り組んできた研修 PR の宣伝方法では、一般企業に十分認識されない。そこで、職場を離れて特定場所に企業幹部などと呼んで訓練する方法を採用してきたが、この場合 2.5 カ月位かかる。この解決のため新しい方法を研究している。

調査団の人材育成担当のコンサルティングによれば、スポット的な研修 PR で大切なことは「テーマの設定」と「実施時期の設定」という。時期を設定し、そのタ

イメージで企業経営のどのような分野に関心が高く、どのようなキャッチフレーズで人の気を引くかを絶えず研究する。これがヒットするかどうかも考える。

テーマの大きさでは、中ぐらいの大きさが望ましいという。テーマが大きいと受講対象者の範囲も広がるが、内容が抽象的になりがちである。逆にテーマが小さいと内容が具体的・専門的になるが、それだけに受講対象者の範囲が狭くなる。

宣伝は、人の集まりやすい場所に人目を引くポスター掲示をする。区役所や公的金融機関でのポスター掲示は効果がある。

(6) 将来的な中小企業の訓練内容検討

これまでの訓練内容は、主に国有大型・中型企業の幹部に対して国家経貿委の作った教材で訓練してきた。

これから中小企業の訓練を考えなければならない。それには、従来の教材では中小企業に馴染まない部分もあるので、中小企業に必要な訓練内容を決めなければならない。

しかし、現在はその方法について、調査団の指導を求めている。最近、国家の教育訓練会議で決まった。2つの教育目標は「現代企業制度」と「WTOの基本規則」である。

調査団のコンサルティングによれば、この2つの教育目標も工夫次第で興味を抱かせることができると考える。例えば「現代企業制度」を目標に教育するとしても、研修テーマ自体は、もっと具体的に内容が把握できるテーマに細分化し、テーマに沿った具体的事例を盛り込んだ研修に仕立てる。できればテーマ内容を更に絞り込み、事例を入れた質問にし、グループ・ディスカッションで答えを引き出すことが提案できる。答えは1つではないので全体でも討議できる。

5.2.12. 世銀借款弁公室

瀋陽市経貿委の下部に属する事業単位（公益法人）で世銀、DFID、JICAなどの国際援助機関の窓口業務を担当している。この弁公室には中小企業振興計画プロジェクト弁公室も含まれている。

現在世銀借款弁公室は電子、製薬、機械セクター用に2,000万USドルの予算を持っている。この予算は、工作機械分6,000万USドルが4,000万USドルに減少となったためであり、借款を得た4,000万USドル分とあわせて活用する。

プロジェクト基金募集は人民代表会議において政府が優先産業発展計画の情報を出す。企業は自分で研究して項目建議所から要求を出す。大プロジェクトは技術改造所、中小は担当部局が管理する。世銀借款弁公室は政府から30%の支援を受けているが70%

は独自に調達しなければならない。

5.2.13. 郷鎮企業局

(1) 郷鎮企業の概況

瀋陽市郷鎮企業管理局は 1978 年に発足し、18.4 万社（89.7 万人）が属している。18.4 万社の中には、株式有限公司 88 社、有限責任公司 1,018 社、株式合作制と合資および合作企業 418 社、固体および私営企業 182,476 社がある。2000 年の総生産高は 1,489.2 億元（前年比 19.1% 増加）、収入 1,031 億元、輸出 21 億元、利潤 87.6 億元、納入税額 9.96 億元であった。

業種は、機械加工、建設、食品、醸造、衣服、医薬品、電子、農副産物など 40 以上の職種がある。規模から見ると、企業集団が 50 社あり、生産高で 1 億元以上 33 社、1 千万元以上 154 社、500 万元以上 255 社あり、中小企業の枠を越えた企業もある。

(2) 郷鎮企業局の機能

郷鎮企業は、管理、調整、服務（サービス）、監督の 4 つの機能を持つ。内容は、次の通りである。

1) 管理

発足当初は農閑期の副業としてブローア・乾燥機など低いレベルの生産からスタートしたが、年々発展し、生産高はこの 20 年の間に数千万元から千億元規模に達した。第 8 次 5 カ年計画では、規模、産業、企業、科学技術、人材の 5 つの郷鎮企業管理テーマが公示された。

a) 規模

計画に基づく管理が重視され、短期的には 20%/年、長期的には国の 5～10 年の計画に沿った伸張を目指している。

b) 産業

これまでは郷鎮企業も重厚長大の大企業に協力するスタイルが主体で、冶金・機械等が多く、市の計画に依存する方式だった。大企業が不振となってきたので、大企業の下請けから脱し、郷鎮企業独自の道を歩き始めた。重点業種は、農産物加工、電子情報、農業用車両製造、生物製薬、新型建材、服装加工、家具製造、精密加工の 8 大産業である。2005 年までに 8 大主要産業の売上収入は全市郷鎮企業の売上収入の 65% 以上となる。

c) 救済重点項目

農産物加工重点企業団地の売上収入が 500 万元以下規模の企業を対象とする。

d) 企業管理

5 郷鎮企業団地を發展させ、新体制、新機構、新産業、新製品、高い科学技術、高い管理水準、對外開放、制度・環境の優れた郷鎮企業団地と全市農村の 8 区県（市）60 カ所に郷鎮企業団地を建設する。市の管理する団地はその中の 25 カ所で、県、区管理団地は 35 カ所である。

2005 年までに全市郷鎮企業団地總生産高は 1,075 億元を達成する予定である。団地に入る企業数は 2,100 社、農村の過剰労働人員 30 万人を收容する。

e) 科学技術

電子・情報産業、高新技術機械製造業、新型建材業、医薬・生物工程産業、精密化工業を發展させる。

ISO 9000、ISO 14000 の取得を推進し、2005 年までに 500 社達成する。省レベルの 20 のブランド製品を育成し、100 のブランド商標を取得することを目標に郷鎮企業製品の技術力と市場經濟力を強化する。

f) 人材管理

人材管理の重点は職業教育である。技能訓練と専門技術者訓練の 2 つから構成される。職能を査定し、高いレベルの郷鎮企業管理者を育成する。

g) 環境保護

瀋陽市都市部では水処理とごみ処理が大きな問題になっているが、農村部では水処理が問題である。以前農村部に立地していた小規模メッキ工場を取り締まった。現在食品加工、化学工業の排水を調査中で、これは環境保護局に報告する予定になっている。また、水を汚染する企業の規制を強化しており、新規工場については「3 つの同時（生産、汚染排出、汚染除去を同時に達成する）」を要求している。

h) 金融

中国農業銀行と信用社がある。信用社は農民のため、農業生産のための銀行である。郷鎮企業の銀行は中国農業銀行だけではなく、交通銀行や建設銀行などもある。金融当局がこれらの銀行に郷鎮企業に融資を積極的に行うよう指示を出している。

2) 調整

a) 政策調整

縦割り行政で多くの政策が出されて来たため、政策相互に矛盾がある場合がある。例えば減免税の問題で、原料として廢材の活用を行う場合に減免措置が適用される場合に、一郷鎮企業が直接当局と話し合うのは困難である。このような場合は郷鎮企業管理局が税務当局と話しをつける。

b) 費用徴収の調整

企業が収益状況の変化や創業段階にあるなどの理由で、社会的費用の支払い

が企業経営の危機を招きそうな局面にある場合、郷鎮企業管理局が調整して一時的な支払免除などを図る。このケースは比較的多くある。

3) 服務（サービス）

a) 企業の合法的な権利を守る

「中華人民共和国郷鎮企業法」により行政執行を聴取制度などの手段を通して郷鎮企業の行政行為を調整監督し、企業の合法的な権利を守る。

b) 経営方面のサービス

生産と経営に関して、特に管理要員の養成を一手に引き受けている。

c) 技術方面のサービス

企業と高新研究機関と大学の提携を促し、産学協同を推進する。科学技術開発センターと科学技術工業連合体を設立する。

4) 監督

a) 産業政策面の監督

農業製品と高新技术分野において郷鎮企業を支援する。環境汚染企業を制限する。

b) 経営手段の監督

偽ブランドの規制、摘発など違法な経営の取り締まり。

c) 安全と環境保護の監督

土壌汚染、労働力管理についての監督。

d) 権力に対する監督

国から文書により、権力の濫用を禁止する警告も出ている。

(3) 郷鎮企業管理局の組織

1) 組織

郷鎮企業局は、つぎの4処、1室、1センターから構成されている。

- 管理処、計画財務処、科学技術処、経済貿易処
- 企業弁公室
- 教育センター

2) 実施組織

- 科学技術協会、建材協会、企業家協会、企業協会の4協会
- 検査センター（建材、日用品、化学工業品）
- 教育センター（「郷鎮企業学院」：中高級幹部研修を遼寧大学と共同で実施）
- サービスセンター（日常問題の調整サービス）
- 品質認証センター（ISO 9000シリーズの認証取得支援サービス）

経貿委と郷鎮企業管理局との管理範囲については、経貿委は都市、農村部の企業を管理すべきもの、郷鎮企業管理局は農村部の企業を管理すべきものとなって

いる。国家レベルでは農業省傘下に郷鎮企業管理局がある。以前の社会主義体制では、経貿委は国有・集団企業の管理を、郷鎮企業管理局は農村部の企業を管理していたので現在までぶつかることはなかった。

(4) 郷鎮企業の課題と対策

都市の中小企業と農村部の中小企業の違いがある。都市の工業は税金を納めればあとはコミュニティと関係はないが、農村工業は農業資源を基礎に発展してきた工業であり農村にサービスし農村に還元している。例えば隆迪糧食加工公司是、水稻、トウモロコシの加工を行っているが、背後には2万戸の農民がいる。農民はここに原料を供給しており、企業と農民の発展は一体となっている。また、郷鎮企業は、農村の貧困救済、余剰労働力の吸収という機能もあり、瀋陽市の重要なセクターになっている。

現在、郷鎮企業は次のような問題を抱えている。

- 1) 人材の不足（労働者の専門知識の不足）
- 2) 高レベル管理の人材不足
- 3) 技術レベルが低く、高技術・高付加価値製品が少ない
- 4) 産業、製品の構造が合理的でない
- 5) 規模が小さく、開発能力が乏しいため資金が不足している

このような課題に対して、現在10次5年計画に対応してレポートをまとめている。その骨子は、つぎのようなものである。

- 1) 構造調整：農業を基盤とする高度化計画
 - 農業生産の高付加価値化、加工、保管、輸送のシステム化
 - リーダー（竜頭）企業づくり、特に都市の大型食品流通業者の育成と提携
 - 大型基地の建設－穀物、野菜、花卉、食肉加工等
- 2) 8大主導産業と売上収入500万元以下規模の企業を救済する
- 3) ハイテク産業の育成
- 4) 開発区の強化
 - 「100社企業誘致計画」を行い、外貨獲得型大型企業と輸出型郷鎮企業を育成する
- 5) 対外開放および日本、東南アジア等外国企業の誘致
- 6) ネットワーク計画の推進。開発区の重点100社のネットワークをつくる
- 7) 成長企業の選定と人材の育成、技術の向上

国有企業の民営化と、農村工業の変化（非農業企業や都市型産業の増加）に伴い、10年前と比べて郷鎮企業は多様化している。郷鎮企業というセクターの

定義と政策の再構築が求められているといえる。

5.2.14. 科学技術委員会：科学技術部高新技術發展及産業化司

(1) 高新技術發展及産業化司の概要

高新技術發展及産業化司の担当範囲は、情報、自動化、新素材、エネルギーの4分野であり、ハイテク技術の研究開発および実用化を管理している。プロジェクト方式で、研究開発を推進、管理する。瀋陽市の高新技術開発区は、当司の管轄であり、遼寧省には鞍山、大連とあわせて3つの高新技術開発区がある。全国では53カ所の開発区があるが、すべて、マクロな管理のみで、開発区内の個々の企業への管理は行わず、企業の独自性に任せている。この開発区の税金(特に優遇措置)は、国務院と科学技術部が共同で決定し、実施している。この他に、大学の近くに開発技術パークを設置しており、全国で15カ所ある。瀋陽市では、東北大学の近くにある。

科学技術部の下には、生産力促進センターが全国に600近くあり、中小企業振興に貢献している。中小企業創新基金を設け、中小企業の発明を奨励している。10億元/年の資金を投入しており、1,500社の中小企業に対し資金を提供した。一社あたり70万元ということになる。この基金は基金管理センターで管理している。

科学技術部は、国務院の一部であり、企業を直接管理はしていない。科学研究のための資金面の援助を行うのが主な役目である。その中で、瀋陽市は特殊な役割を担っている。即ち、朱熔基首相の提唱で、伝統産業の企業改造を含めてハイテク産業を育成するためのモデル都市が瀋陽市である。従って、科学技術部は瀋陽市に深く関与しているわけである。科学技術部の関与の仕方は、プロジェクトを審査し、良いプロジェクトに対して資金的に援助していくというのが基本である。

1) 伝統産業を高新産業へと変えていく方策

- 伝統産業に高新技術を付加することで新伝統産業へと発展させる
- 伝統産業は切り捨てて高新企業主体へ取り替えていく
- 伝統産業の資産(人、不動産、設備など)を転用していく

以上の3つの方法があり、これらを区分けする方針。

注：瀋陽市の援助予算は現状では不明である。プロジェクトの内容により支援の金額は決まる。正式に決まるのは、2001年の全国人民大会の決議である。

2) プロジェクトの審査

入札方式で行うが、次の3つのプロジェクトがある。

- 経貿委:大企業向けが主で、中小企業向けは少しある程度

- 中小企業創新基金
- 個別プロジェクトごと

3) 科学技術振興と資金援助

科学技術の振興と新製品の開発に関し、国、省、市それぞれのレベルで対応するが、国は政策と資金、省と市は資金の援助が主体である。しかし、実際は、いずれの場合もプロジェクトの評価が基本であり、資金は大企業に流れやすい。

4) 資金と基金

当司の資金は、科学技術の振興用であり、相手は、大、中、小企業のいずれであるかを問わない。基金は、中小企業向け専用であり、ハイテク研究開発援助、借金の利子補助、資本金の補助的投資を含む。

伝統産業復活の3つの施策に関して大企業やハイテク企業と伝統産業の関係は瀋陽市の場合、歴史的経緯から製造業が中心である。今後も富は製造から生まれるという原則は変わらないであろう。そうであるならば次のように3つに分けて考えるべきである。

- ハイテク専門企業は、自分の事だけを考えていけば良く、特に問題はない。
- 大企業の協力会社である中小企業は、大企業がハイテク化されることに応じて、それに対応したハイテク化が行われることになる。その場合、知的所有権や新技術の特許の帰属問題をこれから整理していく必要がある。
- ハイテクとは関係なく従来分野で独自に発展していく企業もある。

5) 科学技術委員会傘下の生産力促進センター

1992年の発足。8年の実績がある。1998年設立の経貿委中小企業司とは大きな差がある。

5.2.15. 瀋陽市科学技術委員会：生産力促進センター

(1) 生産力促進センターの業務構成

当センターの主要業務は以下の4部門から構成される。

1) 総合情報部

生産力促進に係わる情報収集と整理、並びに総務的業務

2) 情報エンジニアリングと品質保証部

企業情報化の促進(例：CAD/CAM技術促進)

工業デザインのコンサルティング

中小企業情報ネットワークサービス

例：全国中小企業の情報交換ネットワーク [PP-NET] の構築

品質向上に向けた ISO 9000 取得管理コンサルティング(認証とは別)

Oxford、Cambridge（本部）の支部となっている。

3) プロジェクト評価部

- a) 中小企業振興を目的とした「特定プロジェクト」に関する事業化調査（FS）

例：貸付の際の企業資産評価、企業評価など

- b) 技術志向の企業家が集まる技術型企業家学会の運営（30 社組織化）

- c) 専門家を組織化した特定企業に対するコンサルティング

4) プロジェクト中小企業部

重大プロジェクトとして、例えば CAD/CAM のような汎用技術の推進に当たっている。また、中小企業に対する「全国技術創造基金」の適用（毎年 10 億円の基金運用）

(2) 生産力推進センターの要員

総スタッフ数 32 名（内訳、博士 1 名、修士 5 名、高級エンジニア 23 名など）

(3) 生産力推進センターの顧客および収入源

当センターは科学技術委員会の下部組織で外郭団体であり、行政からの補助はなく営利事業をしている。

対象顧客は大部分が民営企業で技術志向の中小企業

当センターの収入源は企業のために行う技術コンサルティング、情報化コンサルティング、設計、ISO 9000 認証コンサルティングサービス、中小企業診断等各種コンサルティングサービス業務である。

(4) コンサルティングの分野・対象

コンサルティングは、企業管理の中でも、品質向上を目的とした ISO 9000 や CAD/CAM の導入、情報化指導などのように技術的コンサルティングを得意とする。これ以外の専門的分野では外部コンサルタントに業務委託をする。

科学技術委員会と市場（技術型企業）を結びつけるのがこのセンターの役割である。瀋陽市政府は毎年 1 億 2 千萬元の中小企業振興補助金を出しているが、その補助金の適用審査・指導や国ベースの「中小企業基金」の運用コンサルティングも行う。

(5) 中小企業基金(中小企業技術創新基金)

生産力促進センターは企業と共同で、国に対して創新基金プロジェクトを 196 案件申請したが、全て科学技術型中小企業である。国家科技部によって批准されたものは 57 案件、国家創新基金による協力が得られた額は 4,034 万元であり、各

企業が平均して獲得する額は 70 万元余りである。

申請プロジェクトを受理された企業は、1 企業当たり 2 千万元以上の予算を獲得する。なお、当該基金適用の評価基準は、新技術を持つ中小企業であることを前提に、以下の 3 つ基準をクリアすること。

1) 企業管理水準、2) 技術水準、3) 財務水準。

この条件に該当する企業が瀋陽市の推薦を受けられる。

(6) 今後の計画

現在、瀋陽市で 5 万社ある中小企業の半分は WTO 加盟後生き残れないと考えている。当センターは、思うように発展できずに苦しむ中小企業を支援するため、コンサルティング業務の外部委託を積極的に進める構想を持っている。当センターの今の能力では市内のすべての中小企業に満足のいく指導ができないからである。

そこで、外部の専門家のネットワークを拡大し外国まで伸ばす構想がある。コンサルティング分野も従来のものに加え、例えば「金融」や「事業の専門性養成」、「事業規模拡大」などを指導できるようにしたいと考えている。小規模企業からそうした成長戦略の指導が望まれているからである。

5.2.16. 瀋陽技術交易所

瀋陽技術交易所は国家科技委傘下の技術取引市場のうち上海、天津について第 3 位の規模である。技術取引の運営方法は何れも類似しているが、海外との技術取引は上海、天津が毎年日本、米国と技術商談会を行っているのに比べ、まだ積極的に行っていない。

瀋陽技術交易所への政府資金の投入は上海よりも強く、政府による管理、技術取引の優遇策の実施、企業サービスなどを行っている。また、100 社の会員で独立の情報ネットを作成している

瀋陽技術交易所は主に次の 3 つの機能を有している。

- 瀋陽市技術市場管理弁公室

科学技術の取引市場の政策、優遇政策の実施などを行う。

- 瀋陽市技術交易所

上海市、天津市、瀋陽市にある国家級の技術取引所の 1 つ。

- 瀋陽市技術公司（40 名、含む MBA 資格者）

プロジェクト管理部：ネットワークの建設、インターネット、2,000 社の技術経営陣を包含する。

市 場 法 規 部：大学、研究所の免税、優遇措置を管理し、東北地区

会員 100 社を擁する。

展 示 取 引 部：10 年間のハイテク特許取引の経験あり、毎年東北地域の各地で展示商談会を 10 回程度開催する。海外関係では、これまでに韓国、ドイツの展示商談会も実施した経験あり、深圳、興新、福建省、台湾などとも交流を行っている。

商業サービスプロジェクト：広告設備など

そ の 他：技術取引では年商 16 億元の実績がある（東北地域の 4 分の 1、遼寧省の 4 分の 1）。新しい業務としては、知的所有権の取引を計画中である。

5.2.17. 瀋陽市工商連合会（総商会）

中小企業の振興・発展が工商連の主要な業務であるが、瀋陽市は歴史的に重厚長大企業が多く、中小企業には多くの問題がある。工商連としては、現在中小企業振興の実施案を策定中であり、今回の日本の調査団からの支援、アドバイスを期待している。

当会はひとつの組織であるが、工商業連合会と総商会の 2 つの称呼がある。

サービスの対象は主に非公有性経済であり、非公有性経済の主体が民営中小企業であるため、その対象が中小企業が多い。

一方、総商会はすべての経済主体（公有、外資を含む）をサービスの対象としている。総商会は、本体のほか、セクター商会、各区、県レベルの商会、他省から瀋陽市に進出している企業の地域商会からなる。会長 5 名、副会長 20 名、執行理事 91 名、常務理事 207 名である。会員数は約 15,000 社である。内 80% 前後が中小企業で、5% 程度が個人会員（学識経験者、社会名士等）、2～3% が国有企業、残りはその他（外資系企業、株式会社等）である。日本の華僑も数名（社）入っている。

国際友好交流協会は一昨年準備、昨年発足した。華僑組織中心に 37 の組織と交流関係ができています。組織の問題点は、役所的色彩が強いことで、今後運営の方向を変えなければならない。例えば「対外連絡部」の部署があるが、外国であれば「国際業務部」となろう。内部機構の改革も必要と考えている。

当会の入会条件は、経営状況、社会費用負担、納税等の審査をクリアした法人であること。全国工商連合会（北京）の規定によれば、連合会の会員は会費を納めなければならないが、今当会は一般の会員からは徴収していない。民営企業はいろんな出費を強要されるため、その負担を少しでも軽くしたいからである。会費は主に会長企業（3,000 元）、執行理事企業（2,000 元）、常務理事企業（1,000 元）から徴収している。連合会の運営費（人件費光熱費等）は、財政支出、会費および当会の有償サービス収

入（年 20 数万元程度）で賄われている。総商会の内部組織は以下のとおり。

- 外連処 (Liaison Department)
- 経済処 (Economy Department)
- 会員処 (Membership Department)
- 調研処 (Investigation Department)
- 商務処 (Commercial Department)
- 弁公室 (General Office)

直属組織と機構は以下のとおりである。

直属組織：瀋陽電子商務公司、瀋陽光彩事業有限公司、瀋陽揚名広告有限公司、
瀋陽花都美容美髪学校

直属機構：瀋陽商会国際友好交流協会、瀋陽市企業権益擁護センター、瀋陽商
会海外交流センター

会員へのサービスの内容は：

- 政治協議会（前記）を通じて会員からの要求を政府に提案すること
- 政府の各種の法規制を検証、策定に参加し会員の要望を反映すること
- 経営上発生した問題の政府、銀行等との交渉サービス（企業に代わって政府、銀行と交渉）
- 教育訓練（企業の経営幹部を中心に行う）
- 海外進出支援（外国視察旅行の組織、原産地証明の取得）
- 法律サービス（第一法律事務所と共同）および企業登録業務代行、弁護士の派遣
- 模範労働者やその他表彰者の推薦

※この他ドイツの商工会議所とのプロジェクトで品質管理、経営管理分野の人材育成プログラムを策定中。

総商会の直属組織と直属機構について以下に述べる。

IT ビジネス関連として、当会傘下に電子商務服務公司がある。設立の目的は、会員への経済面からのサポート強化である。企業のインターネット化を支援することを目指している。ネット情報提供だけではなく、商取引を目指している。将来的にはインターネットを通じて国際進出の支援も狙っている。まだ開通して2カ月足らずのため、実質的な成果はない。現段階では会員企業別のウェブサイトを構築している。会員企業には実費だけを負担してもらっている。3～5年後に上場の予定である。この他に、中小企業関連のサービスとして企業権益保護センターを立上げた。この機関は国有企業と民営企業の権益の衝突を調整する役目をする。

総商会は、科学技術の振興のために VC として深圳科学技術有限公司を設立し、欧

亜集団と共に資信有限公司も設立した。設立目的は個人と民営企業の信用問題を獲得するためである。

上海資信有限公司と同じように、公安、検察、裁判所も入り裁判情報、銀行、消費などに関する記録、また個人の会社などの記録も商業ネットワーク、行政ネットワークを使い情報公開する。その他信用保証、反担保、再保証を行う予定。

5.2.18. 民間コンサルタント会社

瀋陽市の中小企業振興にとって企業診断、経営改善、管理者教育のニーズは高く、官民の企業指導員、コンサルタントの重要が大きい。瀋陽市にはこのような能力と経験を持った人材がまだ育っていない。また官庁は大幅な行政改革で要員が不足している。民間も企業側が報酬を払ってまで指導を受けるという経済的余裕が少なく特に中小企業において顕著な傾向である。

コンサルタント業務の大きな需要が生まれるのは数年先であると考えられる。

しかしこの数年に誕生した民間コンサルタントにはようやく成長の兆しが見られるようになった。

(1) 政府系コンサルタント

1) 経貿委系コンサルタント会社

瀋陽鼎立商務有限公司 (Meridian Consultants Limited)

瀋陽世技企業診断公司

これらの2社はいずれも経貿委の支援で誕生し、DFIDの支援を受けている点で共通点が見出される。瀋陽鼎立商務有限公司は中小企業サービスセンターの項で既に紹介したので説明を省略するが、瀋陽世技企業診断公司是2000年に発足し、現在はリクルートによって18名の要員を抱えている。瀋陽世技企業診断公司のメンバーも調査団の診断に加わった。いずれも公益法人である。

2) 科技委生産力促進センター

科技委の下部の公益法人であり高技術系企業への融資のため企業診断・指導を行っている。

(2) 民間系

大手の企業集団が自社のためあるいは系列企業のためコンサルタントを抱え、今後他社からの受注のできるコンサルタント会社への発展を期している。

1) 瀋陽東宇市場経済研究院 (東宇グループ)

東宇企業集団有限公司 (東宇グループ) は1999～2000年の全国工商連売上高

ベスト 141 位である。事業は、電気、情報、環境、冷凍設備、製薬、不動産、出版におよぶ。各部門はそれぞれ有限公司の形態をとり、他に経済研究所、書店、美術館もグループ内に持つ。従業員数 2,300 名で、その 1 割は大学院卒で、博士も 30 名を擁している。2000 年の資産総額は 18 億 5,300 万元で、売上規模は 9 億 3,600 万元になる。創立者である社長は遼寧省の東北大学工学部を卒業後、遼寧省交通科学研究所に勤務した。1985 年 29 歳の時に大学の同窓生と 4 万元にて会社設立。コンピューターシステム開発と技術コンサルティングサービスを始めた。

国内外に 20~30 の直営事業所を持つ。中核事業の 1 部門でもある情報部門では電子メールビジネスにも進出し、インターネットのサイト千夜網 <http://www.1001n.com> には、1 日 50 万件のアクセスがある。同社では、大半の部門で ISO 9000 シリーズの認証を取得しており、品質の維持、向上を図っている。

瀋陽東宇市場経済研究院は東宇グループの経済研究所であり、マーケティングに焦点を絞った市場研究機関である。発足後まだ日が浅いが院長以下数名のスタッフが中心となって、マーケティング調査、経営計画立案、政府の開発プロジェクトの可能性分析など、東宇グループ内外の企業や政府関連のプロジェクトの受注を目指している。いわゆる東宇グループのシンクタンクを目指している。

2) 金杯自動車におけるコンサルティング活動

瀋陽市最大の企業で自動車組立企業数社からなる。自社の傘下に自動車部品メーカーが 11 社あり、今後、外資導入を期待し、これらの企業の診断と生産管理、品質管理を中心とした教育、指導を行っている。

5.2.19. 瀋陽市における国際協力機関

(1) DFID

DFID（英国国際開発省：Department for International Development）の 3 つの活動の内、中小企業信用保証センターを除くコンサルティング関係の 2 つの活動は以下の通りである。

- 1) SMEBAC（Shenyang SME Business Advisory Center）の設立による中小企業支援推進組織は英国政府が PWC 社（Price-water house & Cooper）をコンサルタントに選び、英国の Durham 大学の協力を得て本プロジェクトと以下の ERA プロジェクトを実施している。

瀋陽市に中小企業を支援する民間コンサルタント会社を 3 年計画で育成するプロジェクトである。瀋陽市には従来から、このようなコンサルタントが存在せず、瀋陽市経貿委の支援する鼎立諮詢有限公司と瀋陽世技企業診断会社が

DFID の育成の対象に選ばれた。当初は中小企業に限定せず開始している。2001 年 5 月におけるコンサルタント数は各 10 名弱である。

2) ERA (Enterprise Restructuring Agency)

遼寧省、四川省の 50 社を対象とした国有企業のリストラのための診断・指導を実施する。

第 1 段階 1 市あたり 2 企業 1 年 6 カ月 総計 7 社実施

第 2 段階 1 市あたり 2 企業 1 年 6 カ月 現在企業を選定中

診断指導方法は財務を主体とし、週 2 日程度企業を訪問している。

中国においては、企業がコンサルタントに報酬を払ってコンサルテーションを受ける段階にまだないため、DFID は次のような経済的支援を行っている。

Phase-1 最初の 1 年 DFID の補助金 100%

Phase-2 2 年目 70%

Phase-3 3 年目 30%

以降は打ち切り

(2) 世界銀行

瀋陽市に関係するプロジェクトは以下のとおりである。

1) 国際復興開発銀行

a) 国有企業のリストラプロジェクト

4 都市(武漢、瀋陽、抄砂、無湖)の 242 社に対し 1999 年に実施 2001 年に IFC より正式報告書が発行された。これら 4 都市はモデルとして選ばれ中国全体の国有企業改革の手法を開発することを目的としている。

武漢と瀋陽市は大型国有企業が、無湖は小企業が多いのが特徴である。問題点の把握は包括的といえるが IFC (国際金融公社: The International Finance Corporation) が調査を実施したため財務、金融に重点がおかれ、技術の面の調査が十分とはいえない。

b) 企業構造化改革プロジェクト

- 大規模および中規模の国有企業改革で政府が選んだ 3 社について投資銀行とコンサルティング会社を招聘して、リストラ計画を提案する。この提案には資産の売却、合併、分割売却などが含まれる。

- 管理者選抜の仕組みの改善

現在、国有企業は政府から管理者、経営者が選出、派遣されるが、世銀では企業が選べるような仕組みを提案しようとしている。このために、全国からの人材を登録できるような人材データベースの構築を考えている。人材データベースの構築・運用は市、省が行う。このため World Bank Institute に依頼してこのような人材管

理システムに関するトレーニングを中国側に対して実施しようとしている。

- レイオフ者の再就職と訓練

求職に関するデータベースの作成、市の労働市場に関する施設について助言を考えている。

- 中小企業発展政策支援は計画中である。

c) 瀋陽市における工業改革プロジェクト

4 大会社である工作機械 3 社、遼寧機械会社を合併して瀋陽工作機械株式会社設立。総予算 1.75 億 US ドル。改革・改組を完了し、NC では中国最大である。

d) 国際技術開発協力プロジェクト

- 市の 5、6 部門の近代的管理の仕組み

- 労働、産権交易、安全

- 瀋陽大学のレベルアップ、留学支援

- 国有資産管理局の設立と支援

- 市政府公務員の訓練（計画委員会）

e) 環境保護サブプロジェクト

- 市の固形産業廃棄物の埋立所 5 カ所建設

- 環境保護訓練センターの設立と関係者のレベルアップ教育

- 情報センター:市の環境部門の情報を集約して報告、公開を行う。

f) 固形廃棄物の測定所。測定後廃棄する。

g) 市の汚水観測ネットワーク（総予算 1,040 万 US ドル）

h) プロジェクト基金の管理

基金の募集は人民代表会議において政府が優先産業発展計画の情報を出す。企業は自分で研究して項目建議所から要求を出す。大プロジェクトは技術改造所、中小は担当部局が管理する。

5.3. 瀋陽市の中小企業政策

5.3.1. 瀋陽市中小企業振興関連政策

瀋陽市の中小企業振興政策は現在国家経貿委による「中小企業発展の支援および促進に関する若干の政策意見」に基づいて検討段階である。調査団は以下のような中小企業政策に関連する民営化政策、産業政策および 2000 年 10 月に作成された瀋陽市中小企業発展対策研究を入手し、政策検討の参考とした。

(1) 瀋陽市中小企業発展対策研究 2000 年 10 月 30 日 経貿委中小企業処

(2) 中国共産党遼寧省委員会、遼寧省人民政府の瀋陽市党および政府機構改革案に関

する通知－遼委[1995]25号公文（瀋陽市計画委員会を解散し、1995年5月に瀋陽市経貿委を発足した）

(3) 中国共産党瀋陽市委員会 瀋陽市人民政府 民営経済を大いに発展させることに関する決定

(4) 瀋陽市第10次5年計画の工業調整計画

現在は未だ検討段階であるが調査団の要望に応じて立案担当責任者経貿委技術改造処は、口頭でこのような産業政策の視点は中小企業振興提言にとっても重要であると述べた。

(5) 瀋陽市企業技術革新サービスセンターの業務に関する指示(2001年2月発行)

(6) 瀋陽市科学技術委員会の中小企業振興計画についての意見(2001年2月調査団宛に提供された資料)

(7) 環境保護産業政策

以下主な政策の概要を述べる。

5.3.2. 瀋陽市中小企業発展対策研究

瀋陽市中小企業振興政策は現在検討段階にあるが2000年10月に瀋陽市経貿委が研究資料として作成したものである。主な政策提言内容は以下の通りである。

(1) 改造調整と産業の高度化を中心に、中小企業を専門性、優れた製品、固有性などの観点から新しい方向への発展に向かって企業を積極的に導く。

1) 専門化分業を特長とする中小企業群を育成する。

2) 企業誘致によって外向型経済を特長とする中小企業群を育成する。世界の多くの先進国は、中小企業の発展のための奨励と扶助を重視し、大量の成功経験と優れた方法を蓄積している。我々は中小企業の国際化の歩みを加速しなければならない。世界銀行の国有企業改革プロジェクトと日本の中小企業振興計画調査プロジェクトを積極的に利用し、先進国の成功経験と良い方法を導入し、政策体系とサービス体系を樹立し完全化を図らなければならない。

(2) 主に全市の現有の仲介機構とセクター協会の組織、調整の役割を発揮させ、中小企業のために全分野のサービスを提供する。

1) 融資サービス体系の樹立。条件の具わる県（市）区を指導して、県（市）区級の中小企業信用保証センターを設立する。

2) 全市の各県（市）区に各種の人材仲介機構をつくる。

3) 技術サービス体系を樹立する。同時に実力のある研究所と重点セクターを選択

して、中小企業に合った製品開発実験基地を樹立する。

- 4) 情報サービス体系を設立する。経貿委の情報センターネットワークのインフラを利用して、中小企業情報網を樹立し、初歩的に企業データバンク、製品データバンク、科学技術成果データバンク、設備取引データバンクと企業誘致プロジェクトデータバンクなどを構築する。このプロジェクトは日本の専門家により重要視され、資金面で援助が与えられる予定である。

(3) 実の仕事を行って、中小企業の発展を更に推進する

- 1) 中小企業の徹底調査を行う。中小企業の仕事は新しい職能であり、必要な基礎の仕事が欠けている。仕事の対象が明確でなく、基礎データが不明であるので中小企業の仕事を行う際の最大の障害である。そのため、瀋陽市では中小企業調査を行う。省政府が全省範囲における中小企業調査の実施を決定したのを契機に、瀋陽市は現在統計局、工商局などの部門と調整して、我が市の調査案を策定している最中である。統計対象は全市の全ての中小企業で、統計の始点は2000年12月31日で、予定では2001年4月に調査を完成する予定であり、その結果瀋陽市の中小企業の管理資料を作成し、中小企業管理の全面実施のために堅実な基礎を打ち立てる。
- 2) 中小企業管理者の訓練を行う。予定では財務知識訓練班、コンピュータ知識訓練班、マーケティング知識訓練班など。
- 3) 連結点制度の樹立。2001年、経貿委は「1区、1団地、1集団、1群の企業」を選択して、重点連絡と扶助の対象とする。1区はモデル区を選択し、当該区を重点的に手助けして中小企業サービス体系を樹立し、区級の中小企業信用保証センターを樹立する。1団地はモデル団地を選択し、情報、政策、資金等の方面から重点的に支持を行う。1集団はモデル集団を選択し、資産の再編、管理の仕組み、体制の合理化などの方面から重点的に支持を行う。1群の企業は予定では1群の中小自動車部品企業に対して信用保証面で支持を行い、自動車部品基地の建設を促進する。

5.3.3. 民営化の政策

【民営経済を大いに発展させることに関する決定：瀋陽市人民政府】

民営化に関する政策であるが中小企業振興政策の基礎となる。

方針

- 1) 民営経済を促進する意義を十分に認識すること
経済構造の調整、国有企業の改革、政府機能の転換、地域経済の促進
- 2) 民営経済振興の指導方針および発展の目標の明確化
集団企業の体制転換を加速し、規模化、産業化、集団化を進め民営企業の新発展

2002 年までの民営企業の目標

- 1) 700 億元（市全体の 50%）
- 2) 都市、農村部の集団企業を株式や株式合作制企業として全体の 80% 以上で企業数 100 社以上
- 3) 年商 1 億元以上の国有中小企業から民有もしくは公有に転換された民営集団企業
- 4) 年商 10 億元以上の大型民営企業を 10 社以上つくる
- 5) 50 万人以上の雇用を創出する
- 6) 民営企業の従業員数は市全体の 70% 以上

主要政策内容

(1) 民営経済振興の主要任務を全面的に達成のこと

1) 個人経営企業および私営企業の創業の促進

公的機関の在職者、技術者が私営企業の経営者、起業者に就任する。レイオフ者が個人企業および私営企業を創業、又はこれら企業に再就職する。大型卸売市場、生産財市場を整備し、個人経営者、私営企業の進出により伝統的な第三次産業のレベルを向上させると共に、科学技術、教育、観光、通信、情報、コンサルタント、会計事務所などを育成し、ハイテク型、輸出主導型へ転換を図る。第一次産業への投資も進める。

2) 資産所有制度の転換により集団企業の私営企業への転換を早急に行う

売却が不可能、或は妥当でない中小企業の株式合作制企業へ早急な転換は資産評価、産権所有を明確にして行う。国有企業の公司化改制や資産再編成に個人経営、私営企業を参与させる。民営企業による国有大型企業の株式取得、或は国有中小企業の過半数株式取得を奨励する。また条件が整った民営企業は国有企業の買収、合併、リース、委託管理などの方法を通じ資本運営および低コストによる生産拡大を実現する。

3) 中堅民営企業の重点的な育成による集団経済の発展

現在の民営企業集団は市場競争力の向上、経済成長強化に重点をおき、資産、製品など合併、連合運営によって小企業の牽引役とする。優良企業、優位製品、

研究開発、生産、貿易を一体化して、シェアが大きい民営企業集団に発展させる。

4) 製品構造の調整による民営企業のシェアの拡大

先端技術の導入により、ハイテクかつ付加価値が高い製品開発、民営企業のブランドイメージを確立する。国内外市場のニーズに合わせ、製品の品質向上を通じブランドイメージの向上を計る。ハイテク産業における民営企業の発展を促進し、新製品の開発、加工製品の範囲拡大、特許製品、伝統製品、輸出製品、輸入品の代替製品の生産拡大を計る。

5) 企業の内部管理強化

内部管理の強化により経営水準を向上し経済利益の向上を実現する。市場競争や企業発展の需要に合わせ、一部の大型民営企業に近代的な管理体制を導入する。

(2) 民営経済振興を目指す各施策を更に完備

1) 民営企業の創造を奨励

農業生産の全過程においてサポート業務を展開している農村部の民営企業に対し、企業所得税を免除する。新規開設した、独立予算のコンサルタント、情報企業、技術サービス企業は開業から2年間の企業所得を免除する。新規開設した、交通運輸業、郵便電信業、通信業に携わる独立予算の民営企業に、開業から1年の企業所得税を免除、2年目の所得税を50%まで減税を適用する。新規開設した、公共事業、商業、物資業、対外貿易業、観光業、倉庫業、家政サービス業、飲食業、教育、文化、衛生の独立採算の民営企業に税務当局の批准により、開業から1年の所得税を免除或は減免を行う。レイオフ者が個人経営を行う場合、労働管理部門発行の優遇証明書により1年の税金が減免される。関係当局に設立が認可された、地方税務局、市固定資産投資監察弁公室に納税率をゼロと認定された民営企業技術改造プロジェクトは、固定資産、投資方向調節税のゼロ税率を適用、吸収する国有、集団企業のレイオフ者数が従業員総数の60%を超えた民営企業に、税務当局の審査のうえ、所得税を3年間免除する。免除期間満了当年度に、雇用する同市のレイオフ者や失業者数が企業従業員の30%を超えている場合、更に所得税の50%を2年間免税される。

2) 審査手続きの簡素化と審査条件の緩和

国の法律、法規により制限されている特殊業種を除き、民営企業の設立は、工商当局で直接企業登記を行える。登録後関連する許可書や専門認可手続きを行う。法律、法規に明記されていない許可書、登記書専門認可手続きを全て取り消す企業登記を控え、事前審査が必要とする特殊業種には、工商当局の規定により、必要な手続きのみを行う。

3) 民営ハイテク企業の発展を奨励

国有企業、外郭団体所有の技術開発成果は価値の 30%を民営ハイテク企業への投資資金に認める。技術開発成果が評価・認定された後、登録資本の 20%とされることを認可する。ハイテク企業に採用された場合 35%まで可能である。

科学技術型民営企業は所有する特許および知的所有権および商標を抵当に融資を得られる。民営科学技術企業は政府主管の科学技術研究プロジェクトの事業化申請はハイテク企業の認定申請、知的所有権の保護申請の時、国の科学研究機関と同等の待遇が適用される。

民営企業が、市クラス以上の技術開発や新製品試験生産事業への応札を奨励し、市科学技術委員会、市財政当局は科学技術基金から、民営科学技術企業の研究開発に必要な費用を支出でき、その支出基金が国有資産として投入される。

4) 産権の流通を図る民営企業が国有企業の改革、買収、合併、リースに参加することを奨励する。

民営企業が国有企業の産権を一括払いで買収する場合、関連政策により、価格面で優遇措置をとる。買収額が大きく、一括払いが困難なとき、分割払いも可能である。赤字経営の国有企業を、リース、請負、合併した民営企業は、3年以内に黒字転換した場合、利益計上した年から2年間に収める所得税が財政部門から返還される。

5) 産業開放を推進し国務院の認定のもと、国有企業の清算・運営が認められるセクターを全て民営企業に開放する。

不動産業界、物件管理部門に民営企業を導入させる。不動産業者が物件の委託管理を民営企業に委任することを奨励する。条件が整っている個人経営者、私営企業によるエネルギー、交通、都市建設、水利等の分野への投資を促進する。不動産の開発、経営に個人私営企業を導入、業界主管行政部門の認可のもと、個人による特殊業界の事業運営が認可される。国の規定に基づき、個人や私営企業家による学校経営や、教育施設の開発が認可される。

6) 資金面での支援

国有商業銀行、都市銀行、農村合作銀行（信用社）は民営企業の合理的な資金需要に対応すべきである。

市の産業構造の調整で、重要な役割を発揮した民営企業に対し、国有企業と同様に科学技術改造や科学研究費用の投入を行う条件が整っている民営企業の直接金融、債券発行を認可する。

信用クラスが AAA 以上、資産負債率が 50%以下の民営企業に対し、為替手形の支払いを受け付ける。

7) 人材面での支援

- 民営企業が新卒者を採用するとき、学校に支払う訓練費用が免除される。
- 民営企業勤務の専門技術者は国有企業と同様、技術資格の検定テストを受けられる。
- 民営企業の職員が国有企業、公的機関に採用された時、民営企業での就職年数が加算される。
- 国外他市から技術者を招聘するとき、国有企業と同様な人事異動策が適用される。
- 関連部門に特別功労者と認定される管理部門、技術者は、その配偶者や子女が農村戸籍である場合、農村戸籍から、非農村戸籍、または都市戸籍に変更が可能となる。
- 同市で一定規模の投資を行う他市からの投資者およびその配偶者に同市市民待遇を適用する。
- 政府機関の在職者が民営企業の管理幹部、経営者に異動するとき、在籍書類を3年間保留する。
- 役員が民間機関に出向するとき、専門技術者の検定を受けられる。

8) 各種市場の建設を奨励

市が認める市場の建設において、地価決定、申請資格、審査プロセス費用徴収などに優遇策を適用する。特に、個人経営者が市場建設に投資する時、優遇税制がとられる。民営企業が市場建設を行う場合、その土地の有償譲渡、土地使用権の譲渡などを通じ、民営企業の必要土地が確保される。

9) 輸出主導型企業の発展を促進

対外経済貿易部門は、国有企業に適用される国の関連基準に基づき、民営企業の輸出入経営権の申請を代行、民営企業の外資系企業との合併、海外への進出を推進し民営企業の海外での視察、商談会参加、貿易業務展開等に関し手続き上の便宜提供が受けられる。

(3) 民営経済の合法的権益の保護

国および地方の民営経済に関する法律・法規・条例の徹底、費用徴収基準の整理を通じて、民営企業の負担軽減を図る。法律や法規に明記されていない費用徴収項目を直ちに中止させ、基準を超える費用徴収を正す。また、企業経営者を生産・経営に集中させるため、関係当局の必要が無い検査を取り消す、民営企業の意見・要望を聴取するため、管理部門と企業間の連絡制度を確立する。

(4) 民営企業の健全な発展の促進

民営企業に対する政府部門の管理機能を、計画経済方式から市場経済方式に変

更させる。即ち、民営企業の経営に、市場ルール、公平な競争、合法的で平等な納税などを定着させる。民営企業の近代的な企業制度の確立を通じて国の品質管理、安全生産、環境保護、労働雇用、社会保障などの関連法に基づき健全なる管理制度、財務制度、統計制度を構築する。

(5) 広報面における民営経済振興の支援

各級宣伝部門とマスコミ機関は民営経済振興に関する理論、政策を公表し、民営経済の同市の経済発展における役割を十分説明する。また、モデル企業の紹介を通じ、関係者に対し民営経済の重要性の理解を促す。

(6) 民営経済振興への指導を強化

各レベルの政府部門は民営経済を調整するため、市政府は民営経済発展を指導するグループおよび常設機構である瀋陽市民営経済発展工作委員会を発足した。各区、県政府も各自の事情に応じて、関係指導体制を整えるべきである。また、各学会、協会、同業協会などの仲介機構の民営経済促進における連絡パイプの役割を十分に発揮させる。

5.3.4. 瀋陽市第10次5年計画の工業調整計画

瀋陽市は国が作った大工業基地であったが市場経済移行により優位性が失われた。数年来第8次、9次の調整活動として産業、製品、企業を調査したが未だ多くの問題を抱えている。

第9次5年計画によって自動車、機械、電子、医薬、化学の優位性のあるブランド製品の市場占有率は向上した。今まで取られてきた対策は次の通りである。

(1) 集団化の推進

- 18の国有集団会社と12の民営集団会社を作った。
- これらの発展の勢いは大きく、大集団企業の発展は部品産業を優位にした。

(2) 所有制の転換

国有資本比率の比重が下がり民営企業、中小企業の発展が大きい。

産業セクター9業種のすべてに国有企業が存在し平均60%に達している。この状態は工業構造調整の点で不利である。

(3) 高新技術

現在新高技術、高付加価値製品が少なく国際競争力が弱い。政府が行った追跡調査によると新高技術、高付加価値製品の比率は 10%に満たず、経済発展の阻害となっている。

(4) 分業

工業系内部の分業が少なく、また親会社との下請分業も少ない。これでは社会の資源を活用できず中小企業の発展・改革を阻害している。第 10 次 5 年計画では分業の問題を解決しなければならない。国内外問題、WTO 加盟後の影響の要因を分析した結果、知識経済の方向に指向すると思われる。中国では全国で農村の都市化が進行しており歴史を研究して将来を見なければならない。即ち瀋陽市のような古い工業都市の正確な位置付けを研究することが必要である。

(5) 工業中心都市の位置付けを明らかにする

現在機械装備製造業が優位であると考ええる。

(6) 全体目標の制定

工業発展の生産高と増加率の分析、セクター調査（企業組織、企業内部の構造、企業所有形態）を実施した。これらの調査によって工業発展生産高、セクター製品、企業など 5 年後の計画を作った。この計画には定性的、定量的な目標が定められている。

(7) 第 10 次 5 年計画の考え方

1) 伝統的優位性ある分野を高度化する

2) 産業の第 2 の柱である高新技術の研究成果の産業化を図る

優位性のある産業セクターは自動車、機械、電子、医薬品、化学産業である。振興は i) 技術改造、ii) 資本投入、iii) 外資直接投資の方法で行い各産業セクターの技術改造力を強め、強大化する。

5 年間に 4 産業セクターの総生産を増し、売上 500 万元以上の企業を現状 60% から 70%以上にする。

一定の基準に対して競争優位性のある企業に外部環境改善と政策によって製品の技術レベルアップを図るなどの間接支援をしている。直接の保護、優遇などの支援は行わない。

環境保護、インテリジェント装置、NC、産業ロボット、デジタル化医療装置、新材料、新型ガス燃焼装置、低温核熱供給、モノレール都市交通等の技術は十分調査研究の上、将来成長性のあるものであれば発展させる。

3) 産業の第3の柱 専門化

a) 分業化専門化センターを作る

中国では鋳造、鍛造、射出成形、プレス、金属メッキ等の分野は専門化されず稼働率も低く効率が悪い。4～5センターを作るため外国コンサルタントに調査を依頼したが成果が出なかった。この分野に中小企業のメリットを生かすべきであり、日本ではこの分野が成功しているので助言を強く望んでいる。

b) 企業の製品開発と販売力強化

下図に示すように瀋陽市の企業の弱点は研究開発・生産・販売活動の3段階の入口と出口である研究・開発と販売が弱い。

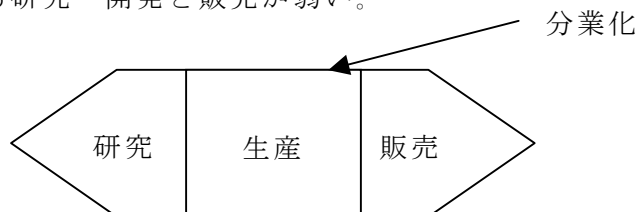


図 5.3.1 生産システムの問題点

上図において世界は中間部分より両端が強く、生産部分はバーチャル生産、バーチャル工場化している。

市政府は専門化の必要性を第8次5年計画から分かっていたが実行できなかった。第10次5年計画でも実施すべきだが実現が困難である。市政府は実施するために、この方面の情報提供および指導を行って欲しいと調査団に述べた。

また競争力のある分野を自由にさせたい。即ち国有資本を撤退させ民営企業を参加させ、国有企業は国民経済に必要な分野だけを残す。政府は不必要な力を浪費させず市場経済原理に向けるべきである。悪い企業、即ち赤字が多く、資源を浪費する会社は破産させ転業させる。人材については経営、研究開発分野で不足している。第10次5年計画の予算は決まっていないが次の3要素からなる。

- 基本建設 道路、橋梁、ホテルなど
- 工業構造改革 経貿委担当
- 不動産関係 計画委担当

第9次5年計画の工業構造改革実績は200億元で第10次5年計画の予算はこの実績より多くなる予定である。200億元は次の費目からなる。

設備投資	70%
技術導入	30%
工場改造	
インフラ改造	

第7次5年計画、第8次5年計画では政府が計画によって資金投入を決めたが、第9次5年計画以降は重点育成としては政府が直接行うのではなく、金融機関が政府の重点政策に従って支援する。

5.3.5. 瀋陽市企業技術革新サービスセンターの業務に関する指示

2001年2月と3月に市政府は優良中小企業100社を集め票記の説明を行い、協力を要請した。

瀋陽市企業技術革新サービスセンターは国家経貿技術〔2000〕671号文書と遼経貿科字〔2000〕129号文書は「できるだけ早く企業技術革新サービス体系を設立し、社会の科学技術資源の最適化配置と整頓ののち連合を図る」という指示に基づいて成立したものである。

「サービスセンター」は瀋陽市経貿委の指導の下、瀋陽市中小企業の発展のために良好な外部環境を作り、企業の技術革新に一層力を入れ、科学技術と経済の結合を推進し、科学技術成果の現実の生産力への転化を促進し、中小企業の技術革新のために各種のサービスを提供する、営利を目的としない機関である。

「サービスセンター」は中小企業の技術革新を政府が指導、連絡および推進するための絆および掛け橋でもあり、科学技術成果を現実的に生産力へ転化することを加速するサービスステーションである。その主な任務は以下のとおり。

(1) 情報サービス

情報ネットワークおよび企業のために国家政策と法規、業種発展の方向性、投融资のルート、科学技術の成果、技術のニーズ、企業管理、マーケティング、人的資源などの情報サービスを提供し、企業の市場予測と迅速な対応能力の向上、管理レベルの向上の援助を行う。

(2) 技術の開発と普及

産業構造の調整と結びつけて、各種の社会資源を効果的に組織利用し、中小企業の新技術と新製品の研究開発を助け、且つ複数の方式による新技術の普及活動を展開し、先進的な、成熟した、適正な技術を伝播普及して、市場の将来性のある、技術レベルの高い、付加価値の高い、産業関連度の高い、経済社会効果が顕著な技術を企業に移転、拡散、推進する。

(3) 新技術の取引に対するサービス

技術取引市場を通じて、取引過程における政策コンサルティング、特許の代理、契約の登録、取引契約の認定および知的財産の変更登記等のサービスを提供し、

高効率で良好な信用を持った新技術取引サービス体系を形成する。

(4) 資金サービス

中小企業の技術革新のための多数の資金調達ルートについてサービスを提供する。

(5) 革新政策、専門技術コンサルティングと訓練およびその他の専門化サービス等を組織する。

(6) 政府部門とその他の機関が委託する業務を完成する。

瀋陽市が高新技術を利用して伝統産業を改造する歩みを加速して製品の高度化と世代交代を行うために、科学技術で小企業を助け、大企業が小企業を助けるという原則に基づき、市政府は 20 名の中国科学院瀋陽分院、国家級企業技術センターおよびセクターの専門家を招聘し、企業技術革新専門家委員会を設立し、瀋陽市の中小企業のために企業診断、技術コンサルティング、難しい問題の解決、新製品の開発、試作などのために各種のサービスを提供する。

同時に中小企業の数も多く範囲が広いため、サービスの実施が困難という問題を解決するため、政府は技術革新コンサルティング用電話を設立した。

5.3.6. 中小企業技術革新サービス体系建設の強化に関する意見

瀋陽市政府の指示の基になった国家経貿委の意見で 2000 年 7 月に発行された。

中小企業向けの技術革新サービス体系の設立は、「中共中央の国有企業改革と発展に関する若干の重大問題の決定」と「中共中央、国務院の技術革新を強化し、高科学技術を発展させ、産業化の実現に関する決定」の精神を貫徹して着実に実行に移し、世界の産業構造調整の大きな趨勢と市場競争環境の急激な変化に適応して、技術の進歩と産業の高度化を加速し、企業を中心とする技術革新体系を形成する重要な措置である。この仕事を成功させるために、以下の意見を提出する。

(1) 指導理念と目標

中国の企業改革と発展および技術革新の全体要求に基づき、社会の各方面の力を動員して、中小企業向けの技術革新サービス体系の建設と育成を加速し、中小企業の発展のために良好な外部環境を作り、企業の技術革新の仕事に更に一層力を入れ、科学技術と経済の結合を推し進め、科学技術成果の現実の生産力への転化を促進する。

各地の経貿委は当該地の企業の実情に基づいて、新しい施設を作らず、重複して機関を設置しないことを堅持し、既存の技術革新仲介機関（新技術普及機関など）を社

会の科学技術資源の最適化配置と整頓された連合を通じて、社会の公益機関への移行を推し進め、中小企業の技術革新のために各種のサービスを提供する。

2000 年から開始して、2 年間を目標として、直轄市、省都所在都市等に 40 前後の主に中小企業向けの中小企業技術革新サービスセンターを設立し、全社会に向けた、オープンなネットワーク化技術革新サービス体系を徐々に形成する。

(2) 技術革新サービスセンターの主要な任務

技術革新サービスセンターは中小企業技術革新サービス体系の核心で、技術革新体系全体の重要な構成部分であり、各地の経貿委が中小企業の技術革新を指導、連絡および推進する絆と掛け橋であり、科学技術成果の現実の生産力への転化を加速するサービスステーションである。その主要な任務は以下のとおり。

1) 情報サービス

情報ネットワークと各種の媒体を通じて企業に国の政策法規、セクターの発展傾向、投融资のルート、科学技術の成果、技術ニーズ、企業管理、マーケティング、人力資源などの情報サービスを提供し、企業の市場予測と迅速な対応能力の向上、管理レベルの向上を支援する。

2) 技術開発と普及

産業の構造調整と結びつけて、各種の社会資源を効果的に組織利用し、中小企業の新技術と新製品の研究開発を手助けし、多くの方式による新技術普及活動を展開し、先進的な成熟した、適正な技術を伝播普及し、市場の将来性のある、技術レベルの高い、付加価値の高い、産業関連度の高い、経済的社会的に効果が顕著な技術を有する企業へと移転拡散を推し進める。

3) 新技術の取引サービス

技術交易市场を通じて、取引過程における政策コンサルティング、特許の代理、契約の登記、取引契約の認定および知的財産の変更登記等のサービスを提供し、高効率で良好な信用のある新技術取引サービス体系を形成する。

4) 資金サービス

中小企業の技術革新のための多数の資金調達ルートについてサービスを提供する。

5) 革新政策、専門技術コンサルティングと訓練およびその他の専門サービス等の組織化

6) 政府部門とその他機関の委託業務の完成

(3) 短期主要業務

2000 年以降、各地の経貿委は国家経貿委の統一配置の下に、当該地の実情に合わせて、中小企業技術革新サービス機関の建設を行わなければならない。

直轄市は既存の科学技術、教育、人材、産業の基礎、情報などの優位性を十分

利用して、サービス機能の強い、区域の波及作用が大きい技術革新サービスセンターを設立し、中小企業を主とすると共に大企業の技術革新のためのサービスを行い、点を以って面を引っ張り、その他の都市を導く役割を果たす。

省都所在都市は全省のその他の地区に対する波及作用を更に一層発揮しなければならない。既存の全省と省内の計画単列都市（注：省と同格の経済管理権や対外貿易自主権等の権限が与えられている都市）に所属する技術革新センター、普及機関等と連合して力を合わせて重複建設を防止する。

技術革新モデル都市と連携都市は技術革新サービスとモデルの仕事を緊密に結合し、所在する省技術革新サービス体系建设の統一配置の下に、自己の特長を明確にし、各種異なるレベルのサービス体系を形成する。

各地の経貿委は技術革新サービス機関に対する指導と支援を強化し、関連の措置と管理方法を検討して策定し、市場原理の要求に基づき、技術革新サービス機関に対してサービス意識を規範化、強化し、サービスの品質を高め、競争力を強化しなければならない。条件を作って各種社会科学技术資源の技術革新仲介サービスへの参加を導き、大学、研究機関と重点企業技術センターの役割を十分發揮させる。評価制度を設立し、技術革新サービスセンターの仕事の品質、サービス内容、顧客の範囲、運営の成績効果等に基づいて、定期的に審査を行い、そして速やかに総括を行って仕事の経験の伝達を行う。

5.3.7. 瀋陽市科学技术委员会の中小企業振興計画についての意見

(1) 中小企業の発展を高度に重視

瀋陽市の高新技术産業の発展を加速し、古い工業基地の改造を促進し、瀋陽市の経済を振興するために、国家科学技术部と瀋陽市科学技术委员会はこの調査を重視し、科学技术部は更に専門に科学技术委员会生産力促進センターに対して仕事の役割を定め、市科学技术委员会主管の主任が専門に担当し、生産力促進センターに一任し、生産力促進センターは専任者を指定して調査団との連絡の任にあたらせ、科学技术部は更に全国の中小企業診断訓練班を瀋陽市に設ける。瀋陽市科技委は技術革新と科学技术の予算投入体系などにおいて、特別重要な位置付けにあり、国民経済の発展において代替不能の機能を持つ中小企業に対して、重点的な支援を与えて、中小企業の技術進歩を推進し、中小企業の技術革新能力を增強し、瀋陽市中小企業が国家の生産力のレベルを高めるため、国民経済の発展のために盛んな活力を保持するために、大きな役割を果たしている。瀋陽市中小企業振興計画は中小企業の発展の推進、市場競争力の向上、技術革新の展開にとって重要な意義を持つ。

中小企業は国民経済発展の重要な構成部分であり、国家科技部の提唱のもとに、瀋陽市は生産力促進センターを設立し、科学技術力の国民経済の主戦場への参入を導き組織し、高新技术成果の産業化を促進し、企業（特に中小企業と郷鎮企業）の技術進歩を推進し、中小企業、郷鎮企業に向けて技術サポートを提供し、企業の技術診断を担い、各種の情報サービスを提供し、専門技術の訓練活動を組織するなど中小企業発展の専門管理機構ができている。

(2) 瀋陽市科技委が中小企業の発展を促進するために策定した政策と措置

- 1) 「民営科学技術企業の発展促進についての若干の意見」
- 2) 「瀋陽市高新技术産業の特許の保護強化についての意見」
- 3) 「科学技術型中小企業の技術革新の暫定規定について」
- 4) 「科学技術型中小企業技術革新基金プロジェクトの実施案」
- 5) 「中小企業の CAD 技術普及応用の強化についての若干の意見」
- 6) 「瀋陽市高新技术企業の認定および税收管理方法」
- 7) 「更に一層瀋陽市の科学技術と金融の結合を推進することについての若干の意見」

(3) 中小企業に対するプロジェクト方面における支援とプロジェクトの申請割合

瀋陽市科技委は各種の計画プロジェクトを設立している、例えば、たいまつ計画（注：科学技術発展計画）、難問突破計画、新製品計画、社会発展計画、基金計画、火花計画（注：地方経済の発展を促進するための科学技術計画）、成果普及計画、ソフト科学計画等、そのうち中小企業は総計画の 30%以上を占め、資金は 1,400 万元で、計画は企業規模と性格の制限を受けない。

(4) 中小企業に対する資金面における支援

瀋陽市は、科学計画プロジェクト、民営科学技術借款保証基金と科学技術開発ベンチャー基金、シーズ基金と中小企業革新基金などを設立して、中小企業と高新技术企業を専門に支援するプロジェクト資金としている。そのうち：科学計画プロジェクトは 20%前後を占め、ベンチャー基金は 800 万元、中小企業は 70%を占め、シーズ基金は 500 万元で、全部中小企業に用い、民営基金は毎年 200 万元で、全部民営企業に用い、中小企業の革新基金は 2000 年、29 項目で資金総額は 2,076 万元で、毎年 4,000 万元前後企業を支援し、たいまつ銀行の貸付は 5,518 万元で、全部中小企業に用いている。

(5) 人材の導入、技術サービスと科学技術のマッチング

瀋陽市科技委は積極的に人材を導入し、各方面の高レベルの専門家を吸収して、

生産力促進センターに加入し、自らレベルと能力の向上を図り、企業に全方位のサービスを提供し、品質保証を向上する。企業に対して診断、コンサルティングなどのサービスを行うことによって、企業に橋を架け、科学技術のマッチングを行い、企業のために金融機関とのマッチングを行うなど、2000年のマッチング数は合計36件に達した。

(6) サービス機関の設立

瀋陽市科技委が、更に一層良いサービスを中小企業に対して行い、サービスのポイントを強化するために、専門のサービス機関である瀋陽市生産力促進センターを設立した。そのほかにも瀋陽市ベンチャー事業発展センター、瀋陽市民営科学技術発展センター、瀋陽市高新技术革新創業センター、瀋陽市たいまつ銀行、瀋陽市特許事務サービスセンター、瀋陽市科学技術情報研究所、瀋陽市外事サービスセンター、瀋陽市人材交流センターなどのサービス機関の部門がある。

(7) 今後の考え方

1) 瀋陽市中小企業革新基金の設立

瀋陽市中小企業革新基金を設立し、中小企業、特に高新技术企業専門に支援を与える

2) 企業の情報化と伝統産業の改造

中小企業の情報化を推進し、情報技術を用いて中小企業の情報化を改造し、中小企業のサービス体系の設立を強化し促進を図る。

3) 情報のネットワーク化

ネットワーク化中小企業サービス体系を構築して、中小企業の情報化を推進し、電子貿易サービスを導入し、中小企業の競争力を高める。

4) 教育訓練の強化

企業、社会のために各方面の業務および人員を訓練して企業と社会の発展に資する。

5) 仲介体系の建設

企業診断、技術コンサルティング、企業の企画、法律コンサルティング、品質の認証、企業のプロジェクト申請に協力するなどのコンサルティングサービスを強化する。

6) 国際化中小企業の道を発展させる

国際化交流合作を更に一層展開し、特に世界の著名な仲介機関と長期的に安定した合作関係を設立し、各方面の資源を十分に利用して速やかに関連情報と動向を理解し、世界の発展の趨勢を把握する。

5.3.8. 環境保護産業政策(参考資料)

産業政策の要素の1つとして、近年環境保護産業政策は重要な役割を担っている。調査の現段階においては政策の観点から環境保護の全体を捉えていないが、本調査対象セクターの1つとして環境保護産業が採り上げられているので、産業セクターの問題点として検討結果を述べる。環境保護産業はセクターとしての歴史も浅く、またその中での中小企業と大中企業との役割分担がこれまで調査した限りでは判然としていない。

まずここでは、環境保護産業弁公室から提供された資料「瀋陽市122社環境保護産業企業 1999年基本状況統計表」および「瀋陽市環境保護産業の発展の現状と分析」について検討する。

環境保護産業全体として見た場合、資料によれば全市で122社を把握しているが、カバー率は不明である。すなわち、環境保護産業として訪問調査した企業がこの統計の中に全ては入っていないことから疑問が残る。しかしここでは100%として論を進めることとする。

環境保護産業として次の5種類の領域を定めているが、共通あるいは個別領域ごとにどのような振興施策（その施策と中小企業との関係等も含め）が有るのか不明である。この点については第2次現地調査で引き続き調査することとしたい。

1999年は前記122社で生産額29億元、利潤4.2億元、前年比各96%、62%増と報告されている。

(1) 環境保護設備製品：49社

環境保護産業全体の65.7%、19.3億元を占め、その中で污水处理設備が80%を占める。またこの19.3億元のうち14.3億元を特環会社が占めており、2位（1億元）以下とは桁違いの生産額となって独占状態になっている。

また污水处理設備以外の除塵、脱硫、脱硝等の大気関係、その他（焼却設備はここに入るのかは不明）は20%と比較的少ない。政府の環境保護政策との関係もあると思われるが、環境保護設備製品の今後瀋陽市を考えると問題となろう。

(2) 技術サービス：18社

生産額0.9億元で、前年度比300%とある。技術サービスの定義も明確にする必要がある。

(3) 総合的利用：41社

4.9億元。資源の総合的利用を指すが具体的な実例を含めた定義の明確化が必要である。

(4) 自然保護：3 社

691 万元で最も少ない桁となっているがこれからの仕事である。

(5) 低公害およびその他製品：11 社

生産額 3.88 億元で前年度比 280%とある。

ここで前年度比の問題であるが、訪問調査した 11 社は 1998 年～1999 年にかけて現形態になった会社が多く、1998 年、1999 年の 2 年分の年間売上高を把握し得たのはわずか 3 社に過ぎず、1999 年のみが 3 社、2000 年 1 月から 9 月または 10 月の期間値でなければ把握できなかったのが 3 社、まだ売上を得る段階に至っていない（2001 年には売上計上見込み）のが 2 社であった。

その中身は本当に新しく環境保護産業として創業したものもあるが、多くは、特に国営企業系に多いが、大型企業から環境保護産業的な部分が切出されて中小企業として登録された企業であることによる。したがって、環境保護産業というセクターの売上統計値では純増となるが、切出し放出した企業の属するセクターでは統計値は純減となり瀋陽市全体では変わらないというようなことも考えられる。